

日本私立学校振興・共済事業団(助成業務)の 中期目標期間に係る業務の実績に関する評価

全体評価

①評価結果の総括

- (イ) 各事業において中期目標・中期計画に掲げた水準を大幅に上回る成果を上げ、中期目標を着実に達成できたものと認められる。
- (ロ) 私立学校の振興のため、理事長のリーダーシップのもと、業務のより一層の質の向上及び改善に取り組み、本事業団の助成業務はその役割を大いに果たしたと評価できる。
- (ハ) 中期目標期間中、一般管理費及び人件費の削減、事務組織の見直し等の不断の努力により、業務運営の効率化が図られたものと評価できる。

<参考>

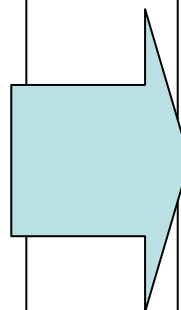
・業務運営の効率化： A

・業務の質の向上： A

・財務内容の改善： A

②評価結果を通じて得られた法人の今後の課題

- (イ) 私立学校の振興を図ることを目的とした事業を実施する、本事業団の助成業務が果たす役割に鑑み、私立学校のニーズをこれまで以上に適時的確に把握した事業となるよう見直しを図ること。
- (ロ) 安定的な経営基盤の構築を図るため、効果的・効率的な業務運営を図ること。



③評価結果を踏まえ今後の法人が進むべき方向性

- (イ) 補助事業については、申請者に対し、真に有効かつ効果的となる配分を行い、また、理解のしやすい取扱要領・配分基準となるよう不断の見直しを行うことが必要である。
- (ロ) 第1期中期目標期間内に確立したリスク管理機能を更に強化し、安定的な貸付事業を実施することが必要である。
- (ハ) 経営診断及び経営相談においては、私立学校の現状を常に把握、分析するとともに、私立学校のニーズに最大限に応えることができるよう取組の強化に努めるべきである。
- (ニ) 引き続き、業務運営の効率化に努めるとともに、事業の実施にあたっては、私立学校を取り巻く環境の変化を踏まえ、限られた予算を重点的かつ有効に活用することが望まれる。

文部科学省独立行政法人評価委員会高等教育分科会
日本私立学校振興・共済事業団部会

○ 部 会 長

佐 野 慶 子 佐野公認会計士事務所長

○ 臨 時 委 員

池 端 雪 浦 東京外国語大学名誉教授

石 堂 正 信 株式会社 J R 東日本リテールネット
常務取締役財務部長

桐 村 晋 次 古河電気工業株式会社顧問

佐 藤 誠 二 静岡大学人文学部教授

田 中 清 銀座ファースト法律事務所 弁護士

日本私立学校振興・共済事業団(助成業務)の中期目標期間に係る業務の実績に関する評価

項目別評価総表

中期目標の項目	評価	中期計画の項目	中期目標期間中の評価の経年変化※					中期目標の項目	評価	中期計画の項目	中期目標期間中の評価の経年変化※						
			15年度	16年度	17年度	18年度	19年度				15年度	16年度	17年度	18年度	19年度		
○業務運営の効率化に関する事項	A	○業務運営の効率化に関する事項				A	A	○国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	A	○国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項				A	A		
(大項目名) 共通事項	A	(大項目名) 共通事項	A	A	A	A	A	(中項目名) 補助金等に関する情報の周知	A	(中項目名) 補助金等に関する情報の周知	B	A					
		(小項目名) 一般管理費、人件費の効率化	A	A	A	A	A			(小項目名) 補助金研修会の開催状況	—	A	A	A	A		
		(小項目名) 総費用縮減	A	A	A	A	A			(小項目名) 配分基準の公開状況	B	A					
(大項目名) 補助事業	A	(大項目名) 補助事業	A	A				(中項目名) 補助金配分方法の見直し	A	(中項目名) 補助金配分方法の見直し	A	A	A	B	A		
		(小項目名) 申請書類の簡素化	A	A	A	A	A	(中項目名) 補助金情報の新聞等への発表	A	(中項目名) 補助金情報の新聞等への発表	A	A	A	A	A		
		(小項目名) 電算処理状況の改善	A	A				(中項目名) 貸付制度の見直しについて	A	(中項目名) 貸付制度の見直しについて	A	A		A	A		
(大項目名) 貸付事業		(大項目名) 貸付事業						(小項目名) 貸付条件の見直し等	—	A							
(中項目名) 回収に向けた取組み状況	A	(中項目名) 回収に向けた取組み状況	A	A	A	A	A	(中項目名) 貸付制度の周知について	A	(中項目名) 貸付制度の周知について	A	A					
(中項目名) 延滞債権への取組み	A	(中項目名) 延滞債権への取組み	A	A	A	A	A			(小項目名) 融資ガイド等の作成・配付	—	A	A	A	A		
(小項目名) リスク管理債権の割合	A	(小項目名) リスク管理債権の割合	A	A	A	A	A			(小項目名) 融資相談会の開催による周知	A	A					
(大項目名) 受配者指定寄付金事業	S	(大項目名) 受配者指定寄付金事業	A	A	A	A	A	(中項目名) 安定した貸付財源の確保	A	(中項目名) 安定した貸付財源の確保	A	A					
		(小項目名) 処理期間の短縮状況	A	A	A	A	A			(小項目名) 借入需要の正確な把握	A	A	A	A	A		
(大項目名) 学術研究振興基金事業	A	(大項目名) 学術研究振興基金事業	A	A	A		A			A	(小項目名) 貸付に必要な資金の調達状況	A	A				
		(小項目名) 対象事業の内示時期	A	A	A			(中項目名) 貸付審査期間の短縮等について	A	(中項目名) 貸付審査期間の短縮等について	A	A		A	A		
(大項目名) 教育条件・経営情報支援事業		(大項目名) 教育条件・経営情報支援事業						(小項目名) 書類の簡素化状況	A	A							
(中項目名) 情報ネットワークの整備状況	A	(中項目名) 情報ネットワークの整備状況		A	A	A	A	(小項目名) 審査期間の短縮状況	A	(小項目名) 審査期間の短縮状況	A	A	A	A	A		
(中項目名) データ作成システムの構築状況	A	(中項目名) データ作成システムの構築状況		A				(中項目名) 受配者指定寄付金事業の周知	S	(中項目名) 受配者指定寄付金事業の周知	A	A		A	A	A	
		(小項目名) 情報ネットワークの整備状況	A	A	A	A	A			(小項目名) 制度周知資料の作成・公開	—	A					
		(小項目名) データ作成システムの構築状況	A	A				(中項目名) 寄付金審査手続の見直し	—	(中項目名) 寄付金審査手続の見直し	A	—	—	—	—		
(大項目名) 情報収集・提供・広報・普及啓発		(大項目名) 情報収集・提供・広報・普及啓発						(中項目名) 寄付金情報の公開	A	(中項目名) 寄付金情報の公開	A	A	A	A	A		
(中項目名) 情報収集・提供等の迅速化	A	(中項目名) 情報収集・提供等の迅速化	B	A		A	A	(中項目名) 公募要領の周知	A	(中項目名) 公募要領の周知	A	A		A	A	A	
		(小項目名) 情報収集・情報提供の電子化	—	A						(小項目名) 公募要領の周知等	—	A					
(中項目名) システムの普及・事務の効率化	A	(中項目名) システムの普及・事務の効率化	A	A		A	A	A	(中項目名) 選考委員会における審議内容	A	(中項目名) 選考委員会における審議内容	A	A		A	A	A
		(小項目名) 入カシステムの改善・普及	—	A				(小項目名) 選考委員会での検討状況			A	A					

※ 当該中期目標期間の初年度から経年変化を記載。

備考(法人の業務・マネジメントに係る意見募集結果の評価への反映に対する説明等)
 ※本法人の業務・マネジメントに係る意見募集を実施した結果、意見は寄せられなかった。

日本私立学校振興・共済事業団(助成業務)の中期目標期間に係る業務の実績に関する評価

項目別評価総表

中期目標の項目	評定	中期計画の項目	中期目標期間中の評価の経年変化※				
			15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
(中項目名)評価の次年度以降への反映	A	(中項目名)評価の次年度以降への反映	A	A	A	A	A
		(小項目名)委員会評価の反映状況	—	A			
(中項目名)研究成果の普及	A	(中項目名)研究成果の普及	A	A	A	A	A
		(小項目名)成果物の刊行状況	A	A			
(中項目名)経営診断・経営相談の実施	A	(中項目名)経営診断・経営相談の実施	A	A			
		(小項目名)経営診断・相談法人数等	—	A			
		(小項目名)診断等の内容と満足度	A	A	A	A	A
		(小項目名)勉強会の開催状況	—	A			
		(小項目名)経営改善事例等の刊行	A	A			
(小項目名)アンケートによる満足度調査	A	(小項目名)アンケートによる満足度調査	A	A	A	A	A
(小項目名)行政機関からの依頼への対応	A	(小項目名)行政機関からの依頼への対応	A	A	A	A	A
(中項目名)私学のニーズにあった情報提供	A	(中項目名)私学のニーズにあった情報提供	A	A			
		(小項目名)総合ネットワークの整備状況	A	A	A	A	A
		(小項目名)システム活用度調査の実施	A	A			
(中項目名)公表資料等の公表手段・状況	A	(中項目名)公表資料等の公表手段・状況	B	A	A	A	A
(中項目名)データチェック機能の充実	A	(中項目名)データチェック機能の充実	A	A	A	A	A
(小項目名)データ更新期間の短縮	A	(小項目名)データ更新期間の短縮	A	A	A	A	A
(中項目名)事業団セミナーの開催状況	A	(中項目名)事業団セミナーの開催状況	—	—	A	A	A
○財務内容の改善に関する事項	A	○財務内容の改善に関する事項				A	A
(大項目名)適切な財務内容の実現等	B	(大項目名)適切な財務内容の実現等	A	A	A	B	B
		(小項目名)刊行物の販売状況	—	A			
(大項目名)財務内容の管理・運営の適正化	A	(大項目名)財務内容の管理・運営の適正化	A	A	A	A	A
		(小項目名)財政状況の健全性の確保等	—	A			
(小項目名)リスク管理債権の割合(再掲)	A	(小項目名)リスク管理債権の割合(再掲)	A	A	A	A	A
(大項目名)人件費改革に向けた取組み	A	(大項目名)人件費改革に向けた取組み	—	—	—	A	A

中期目標の項目	評定	中期計画の項目	中期目標期間中の評価の経年変化※				
			15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
(大項目名)期間全体に係る予算・収支計画・資金計画	A	(大項目名)期間全体に係る予算	B	A			
		(大項目名)期間全体に係る収支計画	A	A	B	A	A
		(大項目名)期間全体に係る資金計画	A	A			
○その他主務省令で定める業務運営に関する事項		○その他主務省令で定める業務運営に関する事項					
(中項目名)施設・設備の状況	A	(中項目名)施設・設備の状況	—	—	—	A	A
(中項目名)職員の能力向上のための研修	A	(中項目名)職員の能力向上のための研修	A	A	A	A	A
(中項目名)業務委託範囲の拡大	A	(中項目名)業務委託範囲の拡大	B	B	B	A	A
(中項目名)適切な人員配置の実施	A	(中項目名)適切な人員配置の実施	A	A	A	A	A
		(小項目名)方針に基づく適切な人事配置	—	A			
(中項目名)人材確保のための取組み	A	(中項目名)人材確保のための取組み	A	A	A	A	A
		(小項目名)共同職員採用試験の活用状況	—	A			

【評価基準】

S:特に優れた実績を上げた。

(客観的基準は事前に設けず、法人の業務の特性に応じて評定を付す。)

A:中期目標を達成、あるいは中期目標を上回る実績を上げた。

(中期目標の達成度が100%以上)

B:中期目標は達成されなかったが、目標達成に近い実績を上げた。

(中期目標の達成度が70%以上100%未満)

C:中期目標は達成されなかった。また、目標達成に向けた実績も不十分だった。

(中期目標の達成度が70%未満)

F:評価委員会として業務運営の改善その他の勧告を行う必要がある。

(客観的基準は事前に設けず、業務改善の勧告が必要と判断された場合に限りFの評定を付す。)

※ 平成17年度まではA, B, Cの3段階評価

※ 当該中期目標期間の初年度から経年変化を記載。

備考(法人の業務・マネジメントに係る意見募集結果の評価への反映に対する説明等)

※本法人の業務・マネジメントに係る意見募集を実施した結果、意見は寄せられなかった。

【参考資料1】予算、収支計画及び資金計画に対する実績の経年比較(過去5年分を記載)

(単位:百万円)

区分	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	区分	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
収入						支出					
借入金	44,400	47,000	37,000	35,900	18,800	貸付金	50,958	57,247	50,445	53,751	39,044
私学振興債券	5,996	6,998	6,999	7,999	7,998	借入金償還	67,138	64,828	61,509	57,587	56,325
貸付回収金	68,140	66,810	67,023	66,156	67,404	借入金利息	18,245	16,310	14,689	13,261	12,160
貸付金利息	20,147	18,551	17,213	15,989	14,890	債券利息	191	295	412	545	696
預金利息	0	0	0	4	25	債券発行諸費	25	27	27	31	30
国庫補助金	252,376	252,364	252,335	256,210	328,050	助成金	112	112	100	0	22
受入寄付金	10,640	13,009	33,771	20,266	20,007	交付補助金	252,376	252,364	252,335	256,210	328,050
受入基金	8	11	6	6	26	配付寄付金	10,824	12,159	32,856	15,343	20,759
基金受取利息	140	98	118	110	110	学術研究振興費	180	158	140	120	115
雑収入	43	529	365	2,395	123	人件費	1,179	1,130	1,131	1,031	1,139
						一般管理費	150	168	148	168	167
						業務経費	453	357	448	425	415
						施設設備費	55	55	42	44	40
						長期勘定へ繰入	35	517	351	0	11
						雑支出				2,373	109
計	401,890	405,370	414,830	405,035	457,433	計	401,921	405,727	414,633	400,889	459,082

(単位:百万円)

区分	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	区分	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
費用						収益					
経常費用						経常利益					
交付補助金	252,376	252,364	252,335	256,210	328,050	補助金等収益	252,376	252,364	252,335	256,210	328,050
借入金利息	18,161	16,242	14,628	13,208	12,103	貸付金利息	20,085	18,584	17,185	15,995	14,915
配付寄附金	10,824	12,159	32,856	15,343	20,759	寄附金収益	11,009	12,322	33,001	15,467	20,877
一般管理費	635	609	602	575	628	財務収益・雑益	43	529	365	2,398	147
その他	1,607	2,317	5,098	4,811	2,319	受託収入	—	—	—	6	—
臨時損失	7	5	3	59	2	臨時利益	2,157	39	33	182	96
法人税、住民税及び事業税				7	3						
計	283,610	283,696	305,522	290,213	363,864	計	285,670	283,838	302,919	290,258	364,085
						純利益(損失)	2,060	142	△ 2,603	45	221
						総利益(損失)	2,060	142	△ 2,603	45	221

備考(指標による分析結果や特異的なデータに対する説明等)

※平成17年度決算において損失が計上された理由は、貸付事業を健全に行うための財務上の基盤の強化のため、学校法人への貸付債権に対する「貸倒引当金」を積み増したことによるものである。

(単位:百万円)

区分	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	区分	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
資金支出						資金収入					
業務活動による支出						業務活動による収入					
交付補助金支出	252,376	252,364	252,335	256,210	328,050	国庫補助金収入	252,376	252,364	252,335	256,210	328,050
貸付による支出	50,958	57,247	50,445	53,751	39,044	貸付金の回収による収入	68,412	67,173	67,655	66,562	67,526
長期借入金の返済による支出	67,138	64,828	61,509	57,587	56,325	長期借入による収入	44,400	47,000	37,000	35,900	18,800
借入金利息支出	18,245	16,310	14,689	13,261	12,160	貸付金利息収入	20,232	18,645	17,257	16,017	14,945
受配者指定寄付金の配付による支出	10,793	11,758	14,463	15,341	20,458	受配者指定寄付金の受入による収入	10,609	12,608	15,378	20,264	19,722
その他の支出	2,237	2,646	2,704	4,733	2,733	その他の収入	6,195	7,637	7,508	10,640	8,361
投資活動による支出	2,359	4,495	20,182	9,329	118,441	投資活動による収入	2,378	1,365	20,229	9,598	119,768
財務活動による支出	167	167	142	0	33	財務活動による収入	8	11	6	6	26
翌年度への繰越金	8,693	5,681	6,580	11,565	11,519	前年度よりの繰越金	8,356	8,693	5,681	6,580	11,565
計	412,966	415,496	423,049	421,777	588,763	計	412,966	415,496	423,049	421,777	588,763

【参考資料2】貸借対照表の経年比較(過去5年分を記載)

(単位:百万円)

区分	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	区分	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
資産						負債					
流動資産	10,684	10,197	649,085	640,140	610,237	流動負債	70,330	67,490	64,767	66,620	64,242
固定資産	676,577	666,951	8,639	8,760	8,482	固定負債	559,340	552,081	538,119	527,392	499,374
						負債合計	629,670	619,571	602,886	594,012	563,616
						資本					
						資本金	48,969	48,969	48,969	48,969	48,969
						資本剰余金	5,298	5,309	5,316	5,321	5,346
						利益剰余金	3,323	3,298	553	598	787
						(うち当期末処分利益)	2,060	142	—	45	221
						(うち当期末処理損失)	—	—	△ 2,603	—	—
						資本合計	57,591	57,577	54,837	54,888	55,102
資産合計	687,261	677,148	657,724	648,900	618,719	負債資本合計	687,261	677,148	657,724	648,900	618,719

【参考資料3】利益(又は損失)の処分についての経年比較(過去5年分を記載) (単位:百万円)

区分	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
I 当期未処分利益(又は損失)					
当期総利益	2,060	142	—	45	221
当期総損失	—	—	△ 2,603	—	—
前期繰越欠損金	0	0	0	0	0
II 利益処分類					
積立金	1,893	0	—	12	112
積立金取崩額	—	—	△ 2,603	—	—
日本私立学校振興・共済事業団法第35条第1項に基づく助成金	112	100	—	22	73
日本私立学区振興・共済事業団法附則第12条の規定に基づく長期勘定への繰入	55	42	—	11	37

備考(指標による分析結果や特異的なデータに対する説明等)

※平成17年度決算において損失が計上された理由は、貸付事業を健全に行うための財務上の基盤の強化のため、学校法人への貸付債権に対する「貸倒引当金」を積み増したことによるものである。

※中期目標期間の最後の事業年度にかかる整理を行った結果、日本私立学校振興・共済事業団法第36条第1項及び日本私立学校振興・共済事業団法施行規則第12条の規定により、積立金については20億円を超えないため、国庫納付を要しない。

【参考資料4】人員の増減の経年比較(過去5年分を記載) (単位:人)

職種※	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
職員数	105	104	103	103	103

日本私立学校振興・共済事業団の助成業務に関する中期目標期間に係る業務の実績評価

○ 業務運営の効率化に関する事項

中期目標	中期計画	評価指標又は評価項目	評価基準			各事業年度評価結果					評価項目・指標に係る実績	評 定		記載ページ																					
			A	B	C	15	16	17	18	19		段階的評定	定性的評価及び次期中期目標への留意事項																						
II 業務運営の効率化に関する事項	I 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置		以下の指標を踏まえて、委員の協議により評定を決定。																																
1 共通事項 法人の行う業務について既存事業の徹底した見直し、効率化を進める。 一般管理費及び人件費について、中期目標期間の最後の事業年度において、平成14年度比で11%以上の効率化を図ること等により、中期目標期間中の毎年度において、対前年度比1%以上の水準を目標に総費用縮減に努め、事業全体の効率化を図る。	1 共通事項 法人の行う業務について既存事業の徹底した見直し、効率化を進める。 一般管理費及び人件費については、中期目標期間の最後の事業年度において、平成14年度比で11%以上の効率化を図ること等により、中期目標期間中の毎年度において、対前年度比1%以上の水準を目標に総費用縮減に努め、事業全体の効率化を図る。 例えば一般競争入札の積極的な導入等により、印刷製本・機関誌刊行等の調達価格を削減するなどの取り組みを行う。	一般管理費等の節減などによる経費の抑制状況	A：中期目標を達成し、着実に成果を上げた B：中期目標をほぼ達成し、おおむね成果を上げた C：中期目標はほとんど達成されなかった			A	A	A	A	A	中期目標期間の最後の事業年度である平成19年度の一般管理費及び人件費の計画予算額は1,364百万円となり、14年度1,534百万円に対して11.1%縮減を達成した。 一般管理費については、一般競争入札の積極的な導入による調達価格の削減、光熱水費の節減等に取り組み、人件費については、中期目標の指示に従い、中期計画に沿って削減を図った。 その結果、平成19年度の一般管理費及び人件費の実績額は1,305百万円となり、計画予算額1,364百万円に対して59百万円の削減を実現した。また、平成14年度実績額1,513百万円に対して208百万円の削減となった。 ○契約状況 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>14年度</th> <th>15年度</th> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般競争</td> <td>16.7% (7件)</td> <td>12.8% (5件)</td> <td>18.2% (6件)</td> <td>26.7% (8件)</td> <td>30.3% (10件)</td> <td>39.3% (11件)</td> </tr> <tr> <td>随意契約</td> <td>83.3% (35件)</td> <td>87.2% (34件)</td> <td>81.8% (27件)</td> <td>73.3% (22件)</td> <td>69.7% (23件)</td> <td>60.7% (17件)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	一般競争	16.7% (7件)	12.8% (5件)	18.2% (6件)	26.7% (8件)	30.3% (10件)	39.3% (11件)	随意契約	83.3% (35件)	87.2% (34件)	81.8% (27件)	73.3% (22件)	69.7% (23件)	60.7% (17件)	A	<ul style="list-style-type: none"> 予算対比だけでなく、実績対比で見ても中期目標は達成しており、一般管理費等の節減に着実に取り組んだものと評価できる。次期中期目標期間においても、引き続き、業務運営の効率化に努められたい。 中期目標期間を通じ、「特殊法人における随意契約の適正化の推進について」(平成19年12月27日付事務連絡)等も踏まえた随意契約の見直しが積極的に行われ、一般競争契約の件数及び割合が増加したことは評価できる。引き続き、契約の適正化に努力されたい。 	1 ～ 4
			区分	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度																										
			一般競争	16.7% (7件)	12.8% (5件)	18.2% (6件)	26.7% (8件)	30.3% (10件)	39.3% (11件)																										
随意契約	83.3% (35件)	87.2% (34件)	81.8% (27件)	73.3% (22件)	69.7% (23件)	60.7% (17件)																													
一般管理費及び人件費の効率化の達成率	11%以上	7%以上 11%未満	7%未満	A	A	A	A	A	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>一般管理費及び人件費の予算額</th> <th>14年度比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>14年度</td> <td>1,534百万円</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>15年度</td> <td>1,425百万円</td> <td>△7.1%</td> </tr> <tr> <td>16年度</td> <td>1,357百万円</td> <td>△11.5%</td> </tr> <tr> <td>17年度</td> <td>1,357百万円</td> <td>△11.5%</td> </tr> <tr> <td>18年度</td> <td>1,366百万円</td> <td>△11.0%</td> </tr> <tr> <td>19年度</td> <td>1,364百万円</td> <td>△11.1%</td> </tr> </tbody> </table>	区分	一般管理費及び人件費の予算額	14年度比	14年度	1,534百万円	—	15年度	1,425百万円	△7.1%	16年度	1,357百万円	△11.5%	17年度	1,357百万円	△11.5%	18年度	1,366百万円	△11.0%	19年度	1,364百万円	△11.1%					
区分	一般管理費及び人件費の予算額	14年度比																																	
14年度	1,534百万円	—																																	
15年度	1,425百万円	△7.1%																																	
16年度	1,357百万円	△11.5%																																	
17年度	1,357百万円	△11.5%																																	
18年度	1,366百万円	△11.0%																																	
19年度	1,364百万円	△11.1%																																	
総費用縮減の達成率	1.0%以上	0.5%以上 1.0%未満	0.5%未満	A	A	A	A	A	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>総費用の予算額 [貸付金、交付補助金、配付寄付金、雑支出を除く]</th> <th>対前年度比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>14年度</td> <td>93,784百万円</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>15年度</td> <td>89,104百万円</td> <td>△5.0%</td> </tr> <tr> <td>16年度</td> <td>83,589百万円</td> <td>△6.2%</td> </tr> <tr> <td>17年度</td> <td>78,746百万円</td> <td>△5.8%</td> </tr> <tr> <td>18年度</td> <td>73,832百万円</td> <td>△6.2%</td> </tr> <tr> <td>19年度</td> <td>69,860百万円</td> <td>△5.4%</td> </tr> </tbody> </table>	区分	総費用の予算額 [貸付金、交付補助金、配付寄付金、雑支出を除く]	対前年度比	14年度	93,784百万円	—	15年度	89,104百万円	△5.0%	16年度	83,589百万円	△6.2%	17年度	78,746百万円	△5.8%	18年度	73,832百万円	△6.2%	19年度	69,860百万円	△5.4%					
区分	総費用の予算額 [貸付金、交付補助金、配付寄付金、雑支出を除く]	対前年度比																																	
14年度	93,784百万円	—																																	
15年度	89,104百万円	△5.0%																																	
16年度	83,589百万円	△6.2%																																	
17年度	78,746百万円	△5.8%																																	
18年度	73,832百万円	△6.2%																																	
19年度	69,860百万円	△5.4%																																	

中期目標	中期計画	評価指標又は評価項目	評価基準			各事業年度評価結果					評価項目・指標に係る実績	評 定		記載ページ									
			A	B	C	15	16	17	18	19		段階的評定	定性的評価及び次期中期目標への留意事項										
2 補助事業	<p>2 補助事業</p> <p>当該事業の目的等 私立大学等の教育条件の維持及び向上並びに私立大学等に在学する学生に係る修学上の経済的負担の軽減を図るとともに、私立大学等の経営の健全性を高め、もって私立大学等の健全な発達に資するため、事業団が国から私立大学等経常費補助金(以下「補助金」という。)の交付を受け、これを大学等を設置している学校法人に交付する。</p> <p>この補助金の交付事務に当たり申請書類の簡素化及び電算処理方法の改善等により迅速化を図り、学校法人に対する交付決定の時期を早め、中期目標期間中に1月までに行うこととする。</p>	<p>補助金の交付事業に関する簡素化及び迅速化の状況</p> <p>申請書類の簡素化</p> <p>電算処理状況の改善</p>	<p>A: 中期目標を達成し、着実に成果を上げた</p> <p>B: 中期目標をほぼ達成し、おおむね成果を上げた</p> <p>C: 中期目標はほとんど達成されなかった</p> <p>A: 申請書類が簡素化された</p> <p>B: 具体的に検討が進んでいる</p> <p>C: 具体的に検討が進んでいない</p> <p>A: 交付時期の早期化を目的とした電算処理方法の改善が行われた</p> <p>B: 具体的に検討が進んでいる</p> <p>C: 具体的に検討が進んでいない</p>	A	A	A	A	A	A	<p>交付事務の迅速化を図り、平成19年度は20年1月31日に交付決定を行った。</p> <p>※ 申請書類の簡素化及び電算処理方法の改善等についての具体的取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> 申請書類の電子化・簡素化 <p>事務手続きの迅速化を図るため、事業団と学校法人の間の申請事務について、従来の郵送によるやり取りに加え、電子申請(認証システムや暗号化システムを付加した「電子窓口」システム)の調査票の利用範囲を拡大した。</p> <p>※ その他、交付決定早期化に関する具体的取組み</p> <p>学校法人に対する交付決定を1月に行うため、毎年度行っている「私立大学等経常費補助金取扱要領」及び「私立大学等経常費補助金配分基準」の改正を早期に行った。</p> <p>交付決定日</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>15年度</th> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3/5</td> <td>2/25</td> <td>2/22</td> <td>2/19</td> <td>1/31</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 平成14年度交付決定日:2月27日</p>	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	3/5	2/25	2/22	2/19	1/31	A	<p>・ 交付決定の時期に関し、中期目標期間中に相当の早期化を実現し、中期目標を達成したことは評価できる。また、次期中期目標期間においては、学校法人の事務手続きの負担軽減等のため、申請書類の簡素化等に一層努力されたい。</p>	5
15年度	16年度	17年度	18年度	19年度																			
3/5	2/25	2/22	2/19	1/31																			

中期目標	中期計画	評価指標又は評価項目	評価基準			各事業年度評価結果					評価項目・指標に係る実績	評 定		記載ページ									
			A	B	C	15	16	17	18	19		段階的評定	定性的評価及び次期中期目標への留意事項										
3 貸付事業	3 貸付事業 当該事業の目的等 私立学校教育の充実及び向上並びに 学校法人等の経営の安定のため、長期かつ低利の固定金利で、私立学校の校地、校舎等の施設設備及びその他経営のために必要な資金を私立学校を設置している学校法人等に貸し付ける。																						
(1) 中期目標期間中の貸付金の回収率を高め財務基盤の健全性を図る。	(1) 償還予定法人等に対して、返済期日の1か月前に払込み期日の案内(払込通知書)を送付して返済忘れのないよう注意を喚起し、期日に返済のなかった法人等には直ちに問い合わせをするなどして、中期目標期間中の貸付金の回収率を高め財務基盤の健全性を図る。	当該年度分の適切な回収に向けた取組み状況	A：中期目標を達成し、着実に成果を上げた B：中期目標をほぼ達成し、おおむね成果を上げた C：中期目標はほとんど達成されなかった	A	A	A	A	A		(1) 償還予定法人等に対し、毎年度返済期日の1か月前(8月・2月)に払込通知書を送付した。また、同時に「償還の案内」をホームページに掲載するとともに、毎年「月報私学」8月号・9月号及び2月号・3月号に「償還の案内」を掲載し、返済忘れのないよう注意を喚起した。 払込指定期日を過ぎても返済のなかった法人に対しては、速やかに文書、電話等での督促を実施し、長期滞納法人とならないように努めた。 また、9月分償還時に新たに滞納が発生した法人のうち、特に回収が困難と考えられる法人については、短期滞納であってもなるべく現地調査を実施し、詳細な状況を把握した。 以上の取組みにより貸付金の回収に努め、財政基盤の健全性を図った。	A	・ 貸付金の回収率については、個別の実情に応じた取組みにより、中期目標期間を通じ、高い回収率を維持したことは評価できる。引き続き、財務基盤の健全性の観点からも、特に延滞債権の回収に努められたい。	6 ～ 7										
(2) 中期目標期間末において、貸付残高に占めるリスク管理債権の割合を3.5%以下とする。	(2) 延滞となっている貸付金については、当該学校法人等の返済意欲を失わせないように法人等との連絡を密にし、中期目標期間末において、貸付残高に占めるリスク管理債権の割合を3.5%以下とする。	延滞債権の適切な回収に向けた取組み状況	A：中期目標を達成し、着実に成果を上げた B：中期目標をほぼ達成し、おおむね成果を上げた C：中期目標はほとんど達成されなかった	A	A	A	A	A		(2) 新規延滞の抑制を図るため、貸付審査について貸付担当部門とは別に、その貸付が適当であるかどうかを客観的に判断する部門(審査・管理室)を平成18年4月1日に設置し、部門間の相互牽制を行うことにより審査を厳格に行う体制を整えた。 また、審査・管理室では、リスク管理債権の解消に向けて債権の区分別管理、処理状況、発生理由を分析し、顧問弁護士等の専門家並びに私学経営相談センター等と連携して貸付先の状況に応じたフォローアップ、債権保全等の徹底を行った。 一方で、平成16年度2法人、17年度3法人、18年度1法人が民事再生を申立てたが、いずれも19年度までに適切な債権回収を行うことができた。 以上の取組みの結果、中期目標期間中のリスク管理債権額については、平成15年度156億円から19年度125億円と、31億円の縮減を実現し、中期目標期間末において貸付残高に占めるリスク管理債権の割合を3.5%以下とした。	A	・ 中期目標を着実に達成したものと評価できる。次期中期目標期間においても、第1期中期目標期間内に確立したリスク管理機能を更に強化することが望まれる。	8										
		リスク管理債権の割合	3.2%未満 3.2%以上 3.5%未満	A	A	A	A	A		<table border="1"> <tr> <td>15年度</td> <td>16年度</td> <td>17年度</td> <td>18年度</td> <td>19年度</td> </tr> <tr> <td>2.32%</td> <td>2.26%</td> <td>2.23%</td> <td>2.04%</td> <td>2.07%</td> </tr> </table> ※平成14年度末のリスク管理債権の割合:2.28%	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	2.32%	2.26%	2.23%	2.04%	2.07%	A		
15年度	16年度	17年度	18年度	19年度																			
2.32%	2.26%	2.23%	2.04%	2.07%																			

中期目標	中期計画	評価指標又は評価項目	評価基準			各事業年度評価結果					評価項目・指標に係る実績	評 定		記載ページ					
			A	B	C	15	16	17	18	19		段階的評定	定性的評価及び次期中期目標への留意事項						
<p>4 受配者指定寄付金事業</p> <p>受配者指定寄付金の配付に当たり、厳正な審査を引き続き実施しつつ、事務手続の効率化を図り、1件当たりの平均処理期間を中期目標期間中に5%以上短縮する。</p>	<p>4 受配者指定寄付金事業</p> <p>当該事業の目的等 私立学校の教育と研究の振興のため、法人又は個人より寄付金を受け入れ、これを寄付者が指定した学校法人に配付する。 この受配者指定寄付金には、寄付者に対する所得税、法人税における税法上の優遇措置がとられる。</p> <p>受配者指定寄付金の配付に当たっては、厳正な審査を引き続き実施しつつ、審査手続の見直しなどの事務手続の効率化を図り、1件当たりの平均処理期間を中期目標期間中に5%以上短縮する。</p>	<p>受配者指定寄付金の配付における手続の効率化状況</p>	<p>A：中期目標を達成し、着実に成果を上げた B：中期目標をほぼ達成し、おおむね成果を上げた C：中期目標はほとんど達成されなかった</p>	A	A	A	A	A	<p>学校の教育若しくは研究に必要な費用又は基金に充てられるものなど厳正な審査を引き続き実施しつつ、配付申請から配付までの平均処理期間を短縮するため、寄付金の配付日を月末1営業日前から2営業日前に短縮するなどした。これにより1件当たりの平均処理期間を、平成14年度の平均処理期間30日に比して、15年度は28.92日(△3.6%)とし、19年度には24.64日(△17.86%)に短縮した。</p> <p>○事務手続の効率化等の具体的取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・寄付金の配付日を月末1営業日前から2営業日前に短縮した。 ・当該学校法人の年度内の同一事業については審査書類を簡素化した。 ・配付希望が集中する1月と3月には審査及び配付を月2回実施した。 	S	<p>・平成14年度に比して平成19年度の配付平均処理期間は大幅に短縮し、事務手続の効率化を図ったことは、中期目標期間中の各年度において短縮を図るための取組みに努めた結果と認められ、評価できる。</p>	9							
				<p>1件あたりの処理期間の短縮状況</p>	5%以上	4%以上 5%未満	4%未満	A					A	A	A	A	<p>配付平均処理期間の短縮割合(14年度比)</p> <table border="1"> <tr> <td>15年度</td> <td>16年度</td> <td>17年度</td> <td>18年度</td> <td>19年度</td> </tr> <tr> <td>3.6%</td> <td>3.0%</td> <td>4.51%</td> <td>5.26%</td> <td>17.86%</td> </tr> </table>	15年度	16年度
15年度	16年度	17年度	18年度	19年度															
3.6%	3.0%	4.51%	5.26%	17.86%															
<p>5 学術研究振興基金事業</p>	<p>5 学術研究振興基金事業</p> <p>当該事業の目的等 私立大学等における特色のある学術研究の振興に寄与し、社会的要請の強い学術研究を助成するため、経済界、私学関係者等広く一般から寄付金を受け入れた学術研究振興基金の運用益を、学術研究振興資金として私立大学等が行う学術研究に直接必要な経費に対し交付する。</p>																		

中期目標	中期計画	評価指標又は評価項目	評価基準			各事業年度評価結果					評価項目・指標に係る実績	評 定		記載ページ									
			A	B	C	15	16	17	18	19		段階的評定	定性的評価及び次期中期目標への留意事項										
<p>学術研究振興基金の運用による学術研究振興資金の交付について、厳正な審査を引き続き実施しつつ、内示の時期を早期化し、中期目標期間中に前年度2月までに行うこととする。</p>	<p>学術研究振興資金の交付について、厳正な審査を引き続き実施しつつ、電算処理方法の改善等を図り、内示の時期に当たっては中期目標期間中に前年度2月までに行う。</p>	<p>学術研究振興基金事業に係る内示の早期化の状況</p>	<p>A：中期目標を達成し、着実に成果を上げた B：中期目標をほぼ達成し、おおむね成果を上げた C：中期目標はほとんど達成されなかった</p>	A	A	A	A	A		<p>学術研究振興資金の交付については、外部の選考委員による厳正な審査を引き続き実施しつつ、公募要領送付の早期化、電算処理方法の改善、学術研究振興資金選考委員への評価依頼及び選考委員会の開催を早めることにより、学校法人への内示の時期を、平成15年度の3月11日から19年度は2月28日へ早期化した。</p> <p>また、選考委員による厳正な審査を実施するため、審査期間の確保に努めた。</p> <p>学校法人への内示日</p> <table border="1"> <tr> <td>15年度</td> <td>16年度</td> <td>17年度</td> <td>18年度</td> <td>19年度</td> </tr> <tr> <td>3/11</td> <td>3/9</td> <td>3/3</td> <td>3/2</td> <td>2/28</td> </tr> </table> <p>※14年度の内示日：3/19</p>	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	3/11	3/9	3/3	3/2	2/28	A	<p>・内示の時期の早期化のための各種取組みにより、中期目標を着実に達成したものと評価できる。</p>	10
15年度	16年度	17年度	18年度	19年度																			
3/11	3/9	3/3	3/2	2/28																			
<p>6 教育条件・経営情報支援事業</p>	<p>6 教育条件・経営情報支援事業</p> <p>当該事業の目的等 私立学校の教育条件及び学校法人の経営に関し、情報の収集、調査及び研究分析を行い、その成果を提供するとともに、関係者の依頼に応じて相談、指導・助言を行う。</p>			—	—	—	—	—		—													
<p>総合的な私学情報ネットワークの整備を図るとともに、私立学校に関する情報提供について整備を図る。</p>	<p>私学サーバファームを中核とする総合的情報ネットワークの整備に努め、総合的・効率的な私立学校の情報の収集・蓄積・提供を目的とする私学データバンクを構築し、私立学校の経営支援等のために必要な情報提供を図る。</p>	<p>私立学校の教育条件・経営情報支援事業の実施状況</p>	<p>A：中期目標を達成し、着実に成果を上げた B：中期目標をほぼ達成し、おおむね成果を上げた C：中期目標はほとんど達成されなかった</p>	A	A	A	A	A		<p>私学サーバファームを中核として総合的・効率的な情報ネットワークの整備を進め、学校法人の各種調査に係る事務負担の軽減と私学データの量的拡大及び質の充実を推進するため、私学データバンクを構築した。</p> <p>○各年度における情報ネットワーク整備の具体的取組 (平成15年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> 「基礎調査票e-マネージャ」の認証システムにおける大学等の専任教職員の個人票の調査データを入力(更新)する際のセキュリティを強化した。 アクセス集中によるサーバダウン回避のため、私学サーバファームへの通信負荷を分散するシステムを構築した。 学校法人の財務帳票等を、インターネット上から当該法人が直接出力することを可能とした。 刊行物「今日の私学財政」を、インターネットで閲覧できるシステムを開発し、提供した。 <p>(平成17年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> 簡易な操作でインターネットを介して学校法人に対しアンケートを実施し、集計分析できる「アンケート自動収集システム」を構築した。 <p>(平成18年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業団と学校法人との間に高いセキュリティ環境下でファイル 	A	<p>・中期目標期間を通じ、私学サーバファームの各種システムの構築や各種調査の一元化による事務負担の軽減等に努めたことにより、総合的かつ効率的に情報の収集及び提供が図られたものと評価できる。</p>	11										
		<p>総合的情報ネットワークの整備状況</p>	<p>A:年度計画に掲げる取組みをすべて達成 B:年度計画に掲げる取組みをほぼ達成 C:年度計画に掲げる取組みをほとんど達成できなかった</p>	A	A																		

中期目標	中期計画	評価指標又は評価項目	評価基準			各事業年度評価結果					評価項目・指標に係る実績	評 定		記載ページ																		
			A	B	C	15	16	17	18	19		段階的評定	定性的評価及び次期中期目標への留意事項																			
											<p>の送受信ができる「電子窓口」システムを構築した。 (平成19年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> 「基礎調査票e-マネージャ」の操作マニュアル、入力要領等を閲覧又はダウンロードできる「連絡掲示板」を操作画面内に設置した。 <p>○各年度における私学データバンク構築の具体的取組 (平成17年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業団、文部科学省、私学団体がそれぞれ実施していた学生納付金等に係る調査を「平成17年度学校法人基礎調査(納付金一元化調査)」として、一元化して実施した。 <p>(平成18年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業団、私学団体がそれぞれ実施していた学生数に係る調査を「平成18年度学校法人基礎調査(学生数一元化調査)」として、一元化して実施した。 <p>(平成19年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業団、私学団体実施の教職員数に係る調査を「平成19年度学校法人基礎調査(教職員数一元化調査)」として、一元化して実施した。 文字情報の収集・データベース化の構築計画を作成し、事業団内部の試行整備を行った。 																					
		私学データ作成システムの構築状況	<p>A: 中期目標を達成し、着実に成果を上げた</p> <p>B: 中期目標をほぼ達成し、おおむね成果を上げた</p> <p>C: 中期目標はほとんど達成されなかった</p>	—	—	A	A	A	<p>学校法人からの要望に応じて事業団で作成・提供していた財務帳票等を、インターネット上から学校法人が直接出力を可能とした「私学データ作成システム」などの情報提供システムを稼働させ、順次機能を追加した。また当該システムの利用促進活動を行った。</p> <p>○各年度における情報提供充実のための具体的取組 (平成15年度～毎年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> 「私学データ作成システム」を稼働させ、「財務シミュレーション」「教育研究条件分析表」等、財務や教学に関するデータ出力機能を追加した。 私立学校の財務統計資料として刊行している「今日の私学財政」をインターネットで閲覧できるシステムを提供した。 <p>(平成17年度～毎年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> 学生生徒等納付金と人件費(専任教職員の平均給与)を掲載した冊子「私立学校の現況」を刊行、学校法人へ送付した。 各私学団体等の研修会において情報提供システムの機能の説明、操作のデモンストレーションの場を設け、利用促進活動を行った。また、希望によって直接学校法人を訪問し、インターネットやパソコンの設定を行い、利用を促した。 <p>情報提供システムへのアクセス件数推移</p> <ul style="list-style-type: none"> 「私学データ作成システム」 <table border="1"> <tr> <td>15年度</td> <td>16年度</td> <td>17年度</td> <td>18年度</td> <td>19年度</td> </tr> <tr> <td>106件</td> <td>1,222件</td> <td>2,603件</td> <td>4,674件</td> <td>3,666件</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 「今日の私学財政閲覧システム」 <table border="1"> <tr> <td>15年度</td> <td>16年度</td> <td>17年度</td> <td>18年度</td> <td>19年度</td> </tr> <tr> <td>1,488件</td> <td>7,281件</td> <td>9,872件</td> <td>17,541件</td> <td>12,498件</td> </tr> </table>	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	106件	1,222件	2,603件	4,674件	3,666件	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	1,488件	7,281件	9,872件	17,541件	12,498件	A	<ul style="list-style-type: none"> 中期目標期間を通じ、私立学校が利用しやすいよう情報提供システムを充実し、またその利用を促進させたことは評価できる。 	12
15年度	16年度	17年度	18年度	19年度																												
106件	1,222件	2,603件	4,674件	3,666件																												
15年度	16年度	17年度	18年度	19年度																												
1,488件	7,281件	9,872件	17,541件	12,498件																												
		私学データ作成システムの構築状況	<p>A: 年度計画に掲げる取組みをすべて達成</p> <p>B: 年度計画に掲げる取組みをほぼ達成</p> <p>C: 年度計画に掲げる取組みをほとんど達成できなかった</p>	A	A																											

中期目標	中期計画	評価指標又は評価項目	評価基準			各事業年度評価結果					評価項目・指標に係る実績	評 定		記載ページ
			A	B	C	15	16	17	18	19		段階的評定	定性的評価及び次期中期目標への留意事項	
7 情報収集・提供・広報・普及啓発	7 情報収集・提供・広報・普及啓発					—	—	—	—	—		—		
(1)ホームページや電子メールを活用した情報収集・提供等を促進することにより事務の効率化を図る。	(1) インターネットや電子メールを積極的に活用することにより、情報収集を迅速化し、事務の効率化を図る。 ホームページにより提供情報の電子化を促進し、広く一般に対する広報活動等の迅速化に努め、事務の効率化を図る。	情報収集・提供・広報・普及啓発に関する効率化の状況 情報収集・情報提供の電子化	A：中期目標を達成し、着実に成果を上げた B：中期目標をほぼ達成し、おおむね成果を上げた C：中期目標はほとんど達成されなかった A：年度計画どおり実施した B：具体的に検討が進んでいる C：具体的に検討が進んでいない	B	A	A	A	A		(1) 情報収集の迅速化、事務の効率化を図るため、各年度において以下の取組みを行った。 【インターネットや電子メールの活用による情報収集の迅速化】 (平成 15 年度～毎年度) ・大学～小学校法人に対し、インターネットを利用したe-マネージャによる学校法人基礎調査の提出率の向上に努めた。 ・事業団の各部署において、随時インターネットにより法令、教育、各種統計等の関連情報を迅速に収集することにより、学校法人への各種サービス提供の迅速化を図った。 ・私立学校、関係省庁等の連絡に随時電子メールを活用することにより、ペーパーレス化を推進した (平成 19 年度) ・電子窓口について、私学団体の利用に供し、その集計作業等に協力した ・電子窓口の機能整備のため「電子メール自動配信システム」を構築した。 【ホームページによる提供情報の電子化の促進】 (平成 15 年度～毎年度) ・助成業務に関する情報等を各部署からの依頼に基づきホームページにて提供した (平成 19 年度) ・「新潟県中越沖地震・能登半島地震」に際し、学校法人の災害復旧等に関する相談窓口の開設について速やかに掲載するなど、ホームページによる迅速な広報活動に努めた。	A	・中期目標期間を通じ、インターネット等を活用するなどして、情報の収集・提供の電子化に努め、事務の効率化を図ったものと評価できる。	13	
(2)学校法人等から事業団への提出物等について、電子媒体によることが可能となるように整備を推進し、事務の効率化を図る。	(2) 電子媒体による入力システムの開発により環境の整備に努めるとともに、学校法人等に対し各種研修会等を通じ当該入力システムの普及を推進し、事務の効率化を図る。	提出書類の電子媒体化の整備状況 入力システムの改善・普及	A：中期目標を達成し、着実に成果を上げた B：中期目標をほぼ達成し、おおむね成果を上げた C：中期目標はほとんど達成されなかった A：年度計画に掲げる取組みをすべて達成した B：年度計画に掲げる取組みをほぼ達成した C：年度計画に掲げる取組みをほとんど達成できなかった	A	A	A	A	A		(2) 電子媒体等の入力システムの開発による環境整備を図るとともに、学校法人等に対する当該入力システムの普及を推進するため、各年度において以下の取組みを行った。 【電子媒体等の入力システムの開発による環境整備】 従前は紙媒体又はフロッピーディスクによりデータ収集を行っていた学校法人基礎調査において、平成 14 年度には大学・短期大学・高等専門学校法人、15 年度には高等学校・中等教育学校・中学校・小学校法人に対し、インターネットを利用して学校法人基礎調査票を作成・提出する入力システム「基礎調査票e-マネージャ」を稼働させた。これによりデータを迅速に収集することが可能となり、事務の効率化が図られた。 入力システムについては、稼動以降毎年度機能の追加等の改善が図られ、データ収集の迅速化、事務の効率化を進めた。 【学校法人等に対する入力システムの普及の推進】 (平成 15 年度～毎年度) ・広報誌「月報私学」、補助金事務担当者研修会、出張時等において、利用案内を周知した。 (平成 19 年度) ・「操作ガイド」の送付及びe-マネージャ「連絡掲示板」への掲載。	A	・中期目標期間最終年度において、大学法人等からのインターネットを利用した提出率について完全達成を図れたことは評価できる。 なお、高校以下法人については学校側の問題もあると思われるが、なお一層の普及に努めることが期待される。	14	

○ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

中期目標	中期計画	評価指標又は評価項目	評価基準			各事業年度評価結果					評価項目・指標に係る実績	評 定		記載ページ																		
			A	B	C	15	16	17	18	19		段階的評定	定性的評価及び次期中期目標への留意事項																			
Ⅲ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置																															
1 補助事業 (1) 補助対象経費や補助金の交付条件等を学校法人に周知するとともに、それらの概要をホームページで公開する。	1 補助事業 (1) 補助対象経費や補助金の交付条件等を学校法人に周知するため、全国5会場において補助金事務担当者研修会を毎年度開催するとともに、配分基準等をホームページで公開する。	学校法人への交付条件等の周知状況 補助金研修会の開催状況 配分基準の公表状況	A：中期目標を達成し、着実に成果を上げた B：中期目標をほぼ達成し、おおむね成果を上げた C：中期目標はほとんど達成されなかった A：年度計画に沿って実施した B：やむを得ない合理的な理由により開催時期が遅れた C：やむを得ない合理的な理由もなく開催時期が遅れた A：配分基準等の承認通知受理後、直ちに公開した B：やむを得ない合理的な理由により公開が遅れた C：やむを得ない合理的な理由もなく公開が遅れた	B	A	A	A	A			(1) 補助対象経費や補助金の交付条件等を学校法人に周知するため、全国5会場において補助金事務担当者研修会を毎年度開催するとともに、配分基準等をホームページで公開した。 【補助金事務担当者研修会の開催】 学校法人の事務担当者に補助金事務の周知を図るため、私立大学等経常費補助金事務担当者研修会を毎年度開催した。 ・研修会の実施に先駆け、私学サーバファーム内に研修会資料を掲載することによって学校法人に対し速やかに提供を行った。 ・平成16年度より申請書類等の提出期限より前に研修会を開催することにより、学校法人における作成・提出事務の円滑化を図った。 ・研修会参加者の理解度の向上を図るため、「研修内容の理解度等」に関するアンケートを実施し、理解度の把握及び翌年度の研修内容の検討に活用した。なお、参加者の要望を受けて、平成17年度及び18年度には学校法人における補助金申請事務の習熟度別に研修会(入門者編、経験者編)を実施や開催時期の見直し、1法人当たりの参加人数の制限の撤廃を行った。 ・その他交付条件等の取扱いの変更についても、逐次、学校法人に文書で連絡した。 補助金事務担当者研修会開催状況 <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>参加法人数</th> <th>参加人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15年度</td> <td>677</td> <td>2,875</td> </tr> <tr> <td>16年度</td> <td>677</td> <td>2,431</td> </tr> <tr> <td>17年度</td> <td>1,198</td> <td>3,446</td> </tr> <tr> <td>18年度</td> <td>1,150</td> <td>3,871</td> </tr> <tr> <td>19年度</td> <td>751</td> <td>3,250</td> </tr> </tbody> </table> ※会場はいずれの年度も東京・札幌・仙台・愛知・大阪・福岡で開催した。 【配分基準等のホームページでの公開】 私立大学等経常費補助金取扱要領・同配分基準については、改正後速やかにホームページに掲載し、学校法人への周知、学校法人における補助金事務の利便を図った。 また、各種調査票様式を学校法人においてダウンロードできるよう、平成18年度から一般補助調査票様式を私学サーバファーム及び電子窓口に、特別補助調査票様式をホームページに掲載した。	年度	参加法人数	参加人数	15年度	677	2,875	16年度	677	2,431	17年度	1,198	3,446	18年度	1,150	3,871	19年度	751	3,250	A	・研修会の研修内容や開催時期等については、引き続き、参加者からのアンケート等も踏まえ、適切なものとなるよう留意が必要である。	15
年度	参加法人数	参加人数																														
15年度	677	2,875																														
16年度	677	2,431																														
17年度	1,198	3,446																														
18年度	1,150	3,871																														
19年度	751	3,250																														

中期目標	中期計画	評価指標又は評価項目	評価基準			各事業年度評価結果					評価項目・指標に係る実績	評 定		記載ページ
			A	B	C	15	16	17	18	19		段階的評定	定性的評価及び次期中期目標への留意事項	
(2) 文部科学省の交付要綱の見直し等の状況を踏まえつつ、学校法人に対する経常費補助金の配分方法の適時適切な見直しを行い、補助効果を高めることとする。	(2) 文部科学省の交付要綱の見直し等の状況を踏まえつつ、配分方法について見直しを適時適切に行い、補助効果を高めることとする。	補助金配分方法の見直し状況等	A：中期目標を達成し、着実に成果を上げた B：中期目標をほぼ達成し、おおむね成果を上げた C：中期目標はほとんど達成されなかった	A	A	A	B	A	(2) 補助金の算定にあたり適正かつ効率的な配分を行うために、文部科学省の交付要綱の見直し等の状況を踏まえつつ、毎年度継続して配分基準の見直しを行った。主なものは以下の通りである。 ○一般補助 ・収入超過状況による調整の強化(15・16年度) ・財務情報公開の義務化に併せた見直し(17年度) ・不交付となる定員超過率(16・19年度) ・高額給与調整の基準額の見直し(17年度) ・調整係数表の見直し(18年度・19年度) ・定員割れ大学等への減額強化(19年度) ・補助単価の区分の簡素化(19年度) ○特別補助 ・地方高等教育機関活性化の取組み状況の反映(15年度) ・留学生の受入れの厳格化(16年度) ・各補助項目の改組、申請のメニュー化(19年度)	A	・中期目標期間内の毎年度において配分基準の見直しを行うなど、中期目標を着実に達成したと評価できる。 ・次期中期目標期間においても、申請者にとって真に有効かつ理解のしやすい配分基準等となるよう、不断の見直しを行うことが望まれる。	16 ～ 17		
(3) 経常費補助金の交付先及び交付額をホームページ等で公開する。	(3) 補助金の交付先・交付額等について、毎年度新聞等への発表とともに、ホームページで公開する。	補助金の交付先・交付額等の公表状況	A：中期目標を達成し、着実に成果を上げた B：中期目標をほぼ達成し、おおむね成果を上げた C：中期目標はほとんど達成されなかった	A	A	A	A	A	(3) 経常費補助金の交付先・交付額について、新聞等へ発表するとともに、ホームページで公開した。 ○新聞等への発表等 平成15年度補助金までは、学校法人の決算完了後に提出された実績報告書による確定後の補助金額を9月に公表していたが、16年度より早期に情報公開を行うため、文部科学省と協議の上、実績報告書による確定後の補助金額ではなく、交付後速やかに交付学校名、交付額等を公表することとした。 ○ホームページでの公開 ホームページにおいて、交付学校別交付額及び特別補助の項目ごとの交付額を、報道機関への発表と同時にホームページに掲載した。 さらに、16年度には特別補助の項目別交付状況表を追加し、17年度には交付学校別・特別補助の項目ごとの交付額一覧表を追加した。 新聞等への発表及びホームページ掲載状況	A	・中期目標期間を通じ、交付先・交付額等の発表及び公表時期の早期化に取り組んだことについては、評価できる。	17		

区分	新聞等への発表	ホームページ掲載
15年度	9/25(14年度分)	10/23(14年度分)
16年度	9/24(15年度分)	9/24(15年度分)
	3/31(16年度分)	3/31(16年度分)
17年度	3/30	3/30
18年度	3/28	3/28
19年度	3/26	3/26

中期目標	中期計画	評価指標又は評価項目	評価基準			各事業年度評価結果					評価項目・指標に係る実績	評 定		記載ページ
			A	B	C	15	16	17	18	19		段階的評定	定性的評価及び次期中期目標への留意事項	
2 貸付事業 (1) 「特殊法人等整理合理化計画」(平成13年12月19日閣議決定)の趣旨も踏まえた貸付制度とするとともに、貸付条件(貸付金利、貸付期間、融資限度額等)の適時適切な見直しを図る。	2 貸付事業 (1) 「特殊法人等整理合理化計画」(平成13年12月19日閣議決定)の趣旨も踏まえた貸付制度とするとともに、調達した貸付財源の条件をもとに貸付条件(貸付金利、貸付期間、融資限度額等)の適時適切な見直しを図る。	貸付条件等の見直し状況 貸付条件の見直し等	A：中期目標を達成し、着実に成果を上げた B：中期目標をほぼ達成し、おおむね成果を上げた C：中期目標はほとんど達成されなかった	A	A	A	A	A		(1) 貸付条件等の適時適切な見直しを図った。 【貸付制度の見直し】 ○「特殊法人整理合理化計画」(平成13年12月19日閣議決定)の趣旨を踏まえ、貸付条件等の見直しを図った。 ■貸付事業計画額の縮減 (概算要求において反映) ・平成14年度860億円を770億円に縮減した(15年度)。 ・平成15年度770億円を600億円に縮減した(16年度)。 ■貸付費目等の見直し (平成15年度) ・貸付利率、融資率で優遇していた大学等移転事業を対象とした「移転費」を廃止した。 ・校具、教具等の整備に要する資金の融資対象から大学等を除外した。 (平成18年度) ・「一般施設費(生涯学習施設)」を「一般施設費(一般)」に統合した。 ・財政的に脆弱性を有する幼稚園、特別支援学校、専修学校に対するものを除き、貸付期間5年以下の融資を廃止した。 (平成19年度) ・需要が減少している私立大学奨学事業(入学一時金)を廃止。 ・国際交流施設事業(国際交流施設等)を一般事業(寄宿舎等)と統合した。 ■融資率の見直し (平成15年度) ・寄宿舎、学生診療所、国際交流施設及び障害者利用施設の整備に要する資金の融資率を「90%又は85%」から「80%」に改定した。 (平成18年度) ・一般施設費(次世代型学校施設整備事業)の融資率を85%から80%に引き下げることにより、政策融資の割合を減じた。 ■金利設定方法、貸付期間の見直し (平成17年度) ・期間20年の財政融資資金の金利のみから設定している金利設定方法を見直し、期間20年、10年、5年の財政融資資金の金利を基準として設定するよう変更した。 (平成19年度) ・「財政投融资改革の総点検について」における指摘を踏まえ、学校法人の信用リスクを貸付期間で回避するため、19年度から、校舎・園舎の増改築、改修等(一般施設費)を対象に新たに貸付期間6年(6年金利)を創設した。	A	・中期目標期間を通じ、「特殊法人整理合理化計画」や「行政改革の重要方針」、「財政投融资改革の総点検について」等を踏まえた対応のほか、各種対応を着実に行ったものと評価できる。	18～20	

中期目標	中期計画	評価指標又は評価項目	評価基準			各事業年度評価結果					評価項目・指標に係る実績	評 定		記載ページ																		
			A	B	C	15	16	17	18	19		段階的評定	定性的評価及び次期中期目標への留意事項																			
											<p>【貸付金利の見直し】</p> <p>融資金利は、財政融資資金からの借入条件変更に合わせて変更した。各年度の貸付利率の変更状況は、一般施設費(期間 20年)については、下表のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>15年度</th> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>変更回数</td> <td>11</td> <td>10</td> <td>9</td> <td>8</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>変更利率</td> <td>1.0～ 2.0%</td> <td>1.8～ 2.3%</td> <td>1.7～ 2.1%</td> <td>2.1～ 2.4%</td> <td>1.9～ 2.4%</td> </tr> </tbody> </table> <p>○その他の取組み (平成 18 年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校法人の利便性を高め、融資事務の迅速化、効率化を図るため、従前の融資事務と債権管理・償還事務の二課体制の見直し、再編成をして、融資相談から償還まで一貫する事務体制を整備した。また、審査機能の強化と延滞債権の管理を専門的に担当する「審査・管理室」を 18 年 4 月から設置し、より厳格な審査を行うとともに、滞納法人、民事再生手続き、競売、調停申立等に専門的に対応した。これらの見直し内容は、融資業務工程表により整理し、順次マニュアルを作成し、関連規程の整備を行った。 <p>(平成 18・19 年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> 私学経営相談センターとの密接な連携を図り、協働してリスク管理債権の圧縮に努めた。その他必要に応じて助成部、私学情報部等の協力を得て、業務工程の着実な執行を図った。 <p>(平成 19 年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> 不動産担保マニュアルを整備するとともに、外部講師等による研修を実施し、担当職員の与信能力、債権管理能力の向上を図った。 	区分	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	変更回数	11	10	9	8	9	変更利率	1.0～ 2.0%	1.8～ 2.3%	1.7～ 2.1%	2.1～ 2.4%	1.9～ 2.4%			
区分	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度																											
変更回数	11	10	9	8	9																											
変更利率	1.0～ 2.0%	1.8～ 2.3%	1.7～ 2.1%	2.1～ 2.4%	1.9～ 2.4%																											
(2) 学校法人等に対し、貸付対象となる事業、貸付条件等の貸付制度を周知するとともに、併せて、融資情報をホームページで随時公表するなど、情報提供を実施する。	(2) 貸付制度の周知に当たっては、「私立学校のための融資ガイド」を作成して配付するとともに、貸付けの対象となる事業、貸付条件、貸付額算出シミュレーション及び返済額シミュレーション、その他融資情報をホームページで公開する。 また借入れを希望する学校法人等に対し全国5会場において融資の相談会を毎年度開催する。	貸付制度の周知状況 融資ガイド等の作成・配布	A：中期目標を達成し、着実に成果を上げた B：中期目標をほぼ達成し、おおむね成果を上げた C：中期目標はほとんど達成されなかった A：年度計画の取組みを達成した B：年度計画の取組みをほぼ達成した C：年度計画の取組みを達成できなかった	A	A	A	A	A	(2) 貸付対象となる事業、貸付条件等の貸付制度について、中期目標期間の各年度において、学校法人等に対し次のような情報提供を行い、周知に努めた。 【融資ガイドの作成及び配付】 ○貸付制度の周知を図るため、「私立学校のための融資ガイド」を作成し、借入希望学校法人に送付した。また、都道府県主管課、都道府県振興会及び関係省庁等にも配付した。 ○事業団の融資制度を紹介するパンフレット等を作成し、毎年度、より分かり易い内容に見直したうえで、各種研修会等で配付し、事業団融資制度の利用促進を図った。 【融資情報のホームページでの公開】 ○中期目標各年度において、下記項目をホームページで速やかに更新し、貸付制度の周知を迅速に行った。また、貸付額シミュレーション、返済額シミュレーション等については、借入希望調書発送に合わせ更新した。 ・ 私立学校のための融資ガイド ・ 貸付額算出シミュレーション ・ 返済額シミュレーション ・ 融資金利表(改定の都度更新) ・ 年間業務予定表	A	・ 中期目標期間内の毎年度において、貸付制度の周知を図るための適切な取組みが行われ、評価できる。 ・ 融資相談会等の貸付需要の掘り起こしのための取組みについては、貸付事業が私学事業団の核となる事業であることに鑑み、引き続き、積極的に努められたい。	20 ～ 21																				

中期目標	中期計画	評価指標又は評価項目	評価基準			各事業年度評価結果					評価項目・指標に係る実績	評 定		記載ページ																																																																																				
			A	B	C	15	16	17	18	19		段階的評定	定性的評価及び次期中期目標への留意事項																																																																																					
		融資相談会の開催による周知	A:実施時期・会場について、年度計画どおり実施した B:やむを得ない合理的な理由により時期を遅らせ、或いは会場を減らした C:やむを得ない合理的な理由もなく時期を遅らせ、或いは会場を減らした	A	A						【融資相談会の開催等】 ○融資相談会・融資説明会を各地区において開催した。また、事業の予定される学校法人を積極的に訪問し、事業団融資制度の利用促進を図った。 ・借入希望に関する調査において、借入の希望がある既設の学校法人を対象とした融資相談会を次表1のとおり、また、学校等の新設等を計画し、事業団資金の借入希望法人及び借入検討中の法人を対象として、次表2のとおり学校法人を訪問して融資相談を実施した。 (表1)融資相談会出席法人数 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>東京</th> <th>札幌</th> <th>仙台</th> <th>名古屋</th> <th>大阪</th> <th>広島</th> <th>福岡</th> <th>その他</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15年度</td> <td>58</td> <td>3</td> <td>10</td> <td>—</td> <td>13</td> <td>9</td> <td>11</td> <td>26</td> <td>130</td> </tr> <tr> <td>16年度</td> <td>65</td> <td>—</td> <td>13</td> <td>11</td> <td>22</td> <td>11</td> <td>8</td> <td>4</td> <td>134</td> </tr> <tr> <td>17年度</td> <td>53</td> <td>8</td> <td>9</td> <td>2</td> <td>13</td> <td>9</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>94</td> </tr> <tr> <td>18年度</td> <td>26</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>8</td> <td>14</td> <td>3</td> <td>5</td> <td>—</td> <td>64</td> </tr> <tr> <td>19年度</td> <td>25</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>12</td> <td>13</td> <td>—</td> <td>10</td> <td>—</td> <td>60</td> </tr> </tbody> </table> (表2)新増設の学校等を対象とした融資相談会出席法人数 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>東京</th> <th>その他</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15年度</td> <td>10</td> <td>8</td> <td>18</td> </tr> <tr> <td>16年度</td> <td>5</td> <td>7</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>17年度</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>18年度</td> <td>10</td> <td>2</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>19年度</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>4</td> </tr> </tbody> </table>	区分	東京	札幌	仙台	名古屋	大阪	広島	福岡	その他	計	15年度	58	3	10	—	13	9	11	26	130	16年度	65	—	13	11	22	11	8	4	134	17年度	53	8	9	2	13	9	—	—	94	18年度	26	4	4	8	14	3	5	—	64	19年度	25	—	—	12	13	—	10	—	60	区分	東京	その他	計	15年度	10	8	18	16年度	5	7	12	17年度	3	2	5	18年度	10	2	12	19年度	1	3	4			
区分	東京	札幌	仙台	名古屋	大阪	広島	福岡	その他	計																																																																																									
15年度	58	3	10	—	13	9	11	26	130																																																																																									
16年度	65	—	13	11	22	11	8	4	134																																																																																									
17年度	53	8	9	2	13	9	—	—	94																																																																																									
18年度	26	4	4	8	14	3	5	—	64																																																																																									
19年度	25	—	—	12	13	—	10	—	60																																																																																									
区分	東京	その他	計																																																																																															
15年度	10	8	18																																																																																															
16年度	5	7	12																																																																																															
17年度	3	2	5																																																																																															
18年度	10	2	12																																																																																															
19年度	1	3	4																																																																																															
(3) 学校法人等に対する貸付けの資金需要に的確に対応するため、その財源を長期勘定からの資金の融通、私学振興債券及び長期借入金により、安定的に確保する。	(3) 学校法人等からの借入需要の正確な把握に努め、それを踏まえた長期勘定からの資金の融通、私学振興債券及び長期借入金の調達計画により、安定した貸付財源を確保する。	貸付財源の確保状況	A:中期目標を達成し、着実に成果を上げた B:中期目標をほぼ達成し、おおむね成果を上げた C:中期目標はほとんど達成されなかった	A	A	A	A	A	(3) 中期目標期間の各年度において、資金需要に応じた適宜・適切な貸付財源の確保を図った。 ・借入需要の把握のため「借入希望及び施設・整備計画のアンケート」を学校法人に送付した。当該アンケートについては、平成19年度の調査より送付先の法人を選定し、信用リスクの高いと思われる法人については案内を控えた。 ・融資相談会における学校法人とのきめ細かな面談により、より正確な需要を把握した。 ・学校法人へ訪問し、当該年度のみならず翌年度以降の資金需要についての把握に努めた。 貸付財源の内訳(単位:億円) <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>15年度</th> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長期勘定からの資金の融通</td> <td>291</td> <td>300</td> <td>210</td> <td>196</td> <td>22</td> </tr> <tr> <td>私学振興債券</td> <td>60</td> <td>70</td> <td>70</td> <td>80</td> <td>80</td> </tr> <tr> <td>長期借入金(財政融資資金)</td> <td>153</td> <td>170</td> <td>160</td> <td>163</td> <td>166</td> </tr> <tr> <td>自己資金等</td> <td>6</td> <td>32</td> <td>64</td> <td>98</td> <td>122</td> </tr> <tr> <td>貸付実績額</td> <td>510</td> <td>572</td> <td>504</td> <td>537</td> <td>390</td> </tr> </tbody> </table>	区分	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	長期勘定からの資金の融通	291	300	210	196	22	私学振興債券	60	70	70	80	80	長期借入金(財政融資資金)	153	170	160	163	166	自己資金等	6	32	64	98	122	貸付実績額	510	572	504	537	390	A	・建築基準法改正による建築確認時の審査の厳格化に伴い、学校側の施設計画の延期という外的要因から、貸付実績額が計画額を大幅に下回った年度があることを踏まえ、次期中期目標期間では、各年度において、貸付需要の適切な把握及び分析に努め、安定的な貸付事業の実施が望まれる。	21 ～ 22																																																		
区分	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度																																																																																													
長期勘定からの資金の融通	291	300	210	196	22																																																																																													
私学振興債券	60	70	70	80	80																																																																																													
長期借入金(財政融資資金)	153	170	160	163	166																																																																																													
自己資金等	6	32	64	98	122																																																																																													
貸付実績額	510	572	504	537	390																																																																																													
		借入需要の正確な把握	A:学校法人からの借入需要が正確に把握されており、貸付計画等に正確に反映されていた B:借入需要はほぼ正確に把握されていた C:借入需要の把握ができていなかった	A	A																																																																																													

中期目標	中期計画	評価指標又は評価項目	評価基準			各事業年度評価結果					評価項目・指標に係る実績	評 定		記載ページ	
			A	B	C	15	16	17	18	19		段階的評定	定性的評価及び次期中期目標への留意事項		
		貸付に必要な資金の調達状況	A: 貸付財源は確保された B: 貸付財源はほぼ確保された C: 貸付財源が不足した	A	A										
(4) 貸付けまでの平均審査期間を中期目標期間中に5%以上短縮するとともに、学校法人等の利便性を向上させるため、貸付審査のための提出書類の簡素化を図る。	(4) 蓄積した法人情報、財務データの活用等により、学校法人等からの借入申込みに係る書類の提出から貸付金の決定までの平均審査期間を、中期目標期間中に5%以上短縮するとともに、提出書類の簡素化を図る。	貸付審査の合理化状況等	A: 中期目標を達成し、着実に成果を上げた B: 中期目標をほぼ達成し、おおむね成果を上げた C: 中期目標はほとんど達成されなかった	A	A	A	A	A			(4) 中期目標期間の各年度における次の取組みにより、貸付審査期間短縮及び提出書類の簡素化を図った。 【貸付審査期間の短縮】 (平成 15・16 年度) ・私学経営相談センターの保有する財務データ及び教育条件データを活用して貸付審査の事前審査を行った。 (平成 17 年度) ・厳正な審査に留意しつつ、提出書類の電子化、簡素化を行い、審査の迅速化を図った。 (平成 18 年度) ・融資条件に合致した案件については、パソコンを利用した審査表の共有化による審査方法とした。また、事業団が保有する財務データ等を活用して償還の確実性の事前審査を行い、財務体質が脆弱な学校法人に対しては私学経営相談センターと連携して貸付の是非を検討し、速やかな決定を図った。	A	・ 中期目標期間中、書類の簡素化、審査期間の短縮に努め、着実に成果を上げたことは評価できる。	22 ～ 23	
		書類の簡素化状況	A: 提出書類の簡素化が大幅に図られた B: 提出書類の簡素化が図られた C: 提出書類が簡素化できなかった	A	A										
		審査期間の短縮状況	5%以上 3%以上 3%未満 5%未満	A	A	A	A	A					A		
											15 年度 16 年度 17 年度 18 年度 19 年度 貸付審査延べ日数(日) 3,355 6,090 5,807 3,952 3,491 貸付審査法人数(法人) 71 129 129 88 80 平均審査期間(日) 47.3 47.2 45.0 44.9 43.6 短縮日数(日) 12.7 12.8 15.0 15.1 16.4 短縮割合(14年度比) 21.2% 21.3% 25.0% 25.2% 27.3% ※ 平成 14 年度の平均審査期間(60 日) ※ 平成 15 年度は 10 月～3 月までの 6 か月の実績である。				
											【提出書類の簡素化等】 提出書類の軽減については、厳密な審査という観点からは一定の限界があるものの、学校法人が作成する際に手引きとなる記入要領の充実を図るとともに、インターネットを通じての資料提出を一部可能とするなど、中期目標期間の各年度において次の取組みを行った。 (平成 15 年度) ・従前、借入申込書の添付書類としていた予算書を、15 年 10 月 1 日以降に借入の申込をした法人からは添付を不要とした。 (平成 16 年度) ・平成 17 年 2 月 18 日付で学校法人等へ送付した「平成 17 年度版 私立学校のための融資ガイド」において、担保評価は路線価も可能であることをより明確に表記し、不動産鑑定料等借入手続きに要する学校法人等の経費負担の節約に資することとした。 (平成 17・18 年度) ・一部自動計算システムを組み込み電子化した融資相談票を、				

中期目標	中期計画	評価指標又は評価項目	評価基準			各事業年度評価結果					評価項目・指標に係る実績	評 定		記載ページ																	
			A	B	C	15	16	17	18	19		段階的評定	定性的評価及び次期中期目標への留意事項																		
											<p>ホームページからダウンロード可能とし、また信用リスクの低い学校法人について借入申込書等の添付書類の簡素化により、学校法人の資料作成の負担軽減を図った。</p> <p>(平成19年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> 各種研修により担当職員の与信能力向上を図るとともに、学校法人が関係書類の提出を円滑に行うことができるようきめ細かい案内に努めた。また、借入申込関係書類のうち、押印を要しない書類の電子メールでの提出を可能とした。 																				
3 受配者指定寄付金事業 (1) 受配者指定寄付金の取扱いについて、学校法人に周知するとともに、それらの概要をホームページで公開する。	3 受配者指定寄付金事業 (1) 募金の取扱いに当たっては、「手引」を作成して配付するとともに、ホームページで公開し、さらにQ&Aの項目を充実させる。	募金周知に関する情報提供状況 制度周知資料の作成・公開	A：中期目標を達成し、着実に成果を上げた B：中期目標をほぼ達成し、おおむね成果を上げた C：中期目標はほとんど達成されなかった	A	A	A	A	A		(1) 募金の取り扱いについて周知するため、以下のような取組みを行った。 ○「寄付金事務の手引」及び寄付金事務のパンフレットの配付 受配者指定寄付金制度をより理解してもらい、利用を促進するため、図式や記入例を掲載した「寄付金事務の手引」について、中期目標期間中の毎年度、改訂版を作成し、パンフレットとともに、学校法人及び都道府県等に配付して、受配者指定寄付金制度の周知に努めた。 ○ホームページでの公開 ・「寄付金事務の手引」の概要について中期目標期間中毎年度公開し、受配者指定寄付金の周知及び利用に供した。 ・「受配者指定寄付金Q&A」の追加・修正・削除を行い、掲載内容の充実を図った。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>15年度</th> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>項目数</td> <td>7項目</td> <td>7項目</td> <td>9項目</td> <td>9項目</td> <td>9項目</td> </tr> <tr> <td>質問回答数</td> <td>24件</td> <td>25件</td> <td>27件</td> <td>33件</td> <td>41件</td> </tr> </tbody> </table> ○上記の取組みによる受配者指定寄付金制度の周知等の結果、受配者指定寄付金の受領件数は、平成14年度の4,340件から19年度は8,333件に、受領額についても平成14年度の18,130百万円から平成19年度の20,006百万円に増加し、利用が促進された。	区 分	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	項目数	7項目	7項目	9項目	9項目	9項目	質問回答数	24件	25件	27件	33件	41件	S	<ul style="list-style-type: none"> 平成14年度に比して平成19年度の寄付金の受領件数は2倍近くに増え、また、寄付金受領額も大幅に増額しており、このことは、中期目標期間中の各年度で受配者指定寄付金制度の周知等に努めた結果と認められ、評価できる。 	24～25
区 分	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度																										
項目数	7項目	7項目	9項目	9項目	9項目																										
質問回答数	24件	25件	27件	33件	41件																										
(2) 受配者指定寄付金の申請の受付から審査決定に要する平均審査期間を1%以上短縮する。(平成15年度に限る。)	(2) 募金に係る書類の受付から審査決定までの手続きの簡素化、例えば募金予定額に係る審査方法の見直し等を図り、平均審査期間を1%以上短縮する。(平成15年度に限る。)	寄付金審査手続の見直し	A：年度計画を達成し、着実に成果を上げている B：年度計画をほぼ達成し、おおむね成果を上げている C：年度計画をほとんど達成していない	A	—	—	—	—		(2) 審査に係る手続きの見直しを図るため、以下の取組みを行った。 ・審査手続きの簡素化 審査に関する規程を平成15年5月に改定し、役員会での審査が必要な募金目標額を従来の「5,000万円以上の寄付事業」から「3億円以上の寄付事業」に改め、15年度における審査手続きの簡素化を図った。 ・平均審査期間の短縮 審査に関する規程の改正により、平成15年度の平均審査期間を14年度(44日)に比べ3.3%(1.45日)短縮した。	—		25																		

中期目標	中期計画	評価指標又は評価項目	評価基準			各事業年度評価結果					評価項目・指標に係る実績	評 定		記載ページ												
			A	B	C	15	16	17	18	19		段階的評定	定性的評価及び次期中期目標への留意事項													
(3) 受配者指定寄付金の配付先及び募金対象事業をホームページ等で公開する。	(3) 受配者指定寄付金の配付先の学校法人名及び募金対象事業を決定次第毎月ホームページで公開する。	受配者指定寄付金の公表状況	A: 中期目標を達成し、着実に成果を上げた B: 中期目標をほぼ達成し、おおむね成果を上げた C: 中期目標はほとんど達成されなかった	A	A	A	A	A			(3) 中期目標期間中の毎年度において、毎月、受配者指定寄付金の配付先の学校法人名及び募金対象事業を、審査決定後、ホームページで公開・更新した。各年度の公開件数は、下表のとおりである。 ホームページでの公開件数 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>15年度</th> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公開件数</td> <td>83件</td> <td>131件</td> <td>224件</td> <td>245件</td> <td>281件</td> </tr> </tbody> </table> ※平成15年度の件数は、10月から3月までの間のものである	区分	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	公開件数	83件	131件	224件	245件	281件	A		25
区分	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度																					
公開件数	83件	131件	224件	245件	281件																					
4 学術研究振興基金事業 (1) 学術研究振興基金の運用益による学術研究振興資金の交付条件等を学校法人に周知するとともに、それらの概要をホームページで公開する。	4 学術研究振興基金事業 (1) 学術研究振興基金の運用益による学術研究振興資金の公募要領及び学術研究計画調書の記入要領等を学校法人に周知するとともに、ホームページで公開する。	公募要領等の学校法人及び社会への公表状況 公募要領の周知等	A: 中期目標を達成し、着実に成果を上げた B: 中期目標をほぼ達成し、おおむね成果を上げた C: 中期目標はほとんど達成されなかった A: 年度計画の取組みを実施した B: 年度計画の取組みをほぼ実施した C: 年度計画の取組みを実施できなかった	A	A	A	A	A		(1)学術研究振興資金の公募要領等について学校法人に周知するとともに、ホームページで公開した。 【公募要領等の送付】 中期目標期間中の毎年度、学術研究振興資金の公募要領及びポスターを大学・短期大学・高等専門学校を設置する学校法人に送付し、周知を図った。 【公募要領等のホームページでの公開】 平成15年度から、学術研究振興資金の公募について広く学校法人に周知し公募申請に供するため、「公募要領」をホームページで公開した。 公募のための学術研究計画調書等の申請書類の様式については、平成15年度及び16年度は、応募する学校法人に対し、電子メールによる送信を行っていたが、17年度からホームページにおいてダウンロードが可能な様式を掲載した。また、18年度からは「記入要領」を加えて掲載した。 この結果、学校法人の研究者がホームページから直接、申請書類の様式を入手できることとなった。 【応募状況のホームページでの公開】 中期目標期間中の毎年度、1月上旬までに、研究区分別、新規・継続別及び学校種別の応募件数及び資金交付希望額の状況をホームページで公開し、応募者等の参考に供した。	A	・ 交付条件等については、迅速かつ適切に広く学校法人に対し周知されており、着実に中期目標を達成していると認められる。	26 ～ 27													
(2) 学術研究振興資金の交付に当たり、客観性及び透明性の確保を図るため、採択基準を策定し、採択の審査を行うとともに、各研究分野の委員による総合的な審査を実施するなど審査方法の適時適切な見直しを図る。	(2) 交付に当たっては、客観性及び透明性の確保を図るため、外部の委員により構成される学術研究振興資金選考委員会において次のことを審議する。 ① 採択基準の策定・見直し ② 各研究分野の委員による審査方法の見直し ③ 研究の採択に関する重要な事項	客観性及び透明性の確保	A: 中期目標を達成し、着実に成果を上げた B: 中期目標をほぼ達成し、おおむね成果を上げた C: 中期目標はほとんど達成されなかった	A	A	A	A	A		(2) 外部の委員で構成される学術研究振興資金選考委員会で審議し、各年度において次のような見直しを行った。 【採択基準の策定・見直し】 (平成15年度) ・従来の学術研究振興資金交付方針を大幅に見直し、新たに学術研究振興資金採択基準を制定した。 (平成19年度) ・「学術研究振興資金(若手研究者奨励金)」の創設のため、学術研究振興資金採択基準の交付の対象となる研究等の項目を改正するとともに、「学術研究振興資金(若手研究者奨励金)採択基準」を制定した。 【各研究分野の委員による審査方法の見直し】 各委員が共通の理解を得てきめ細かい審査ができるよう審査の視点等について検討がなされ、次年度以降に実施した。主な実施事項は、次のとおりである。	A	・ 学術研究振興資金の意義に鑑み、若手研究者支援のための資金を創設したことは評価できる。引き続き、厳正な審査を行うとともに、真に学術研究の振興に寄与する資金となるよう、努められたい。	27 ～ 28													

中期目標	中期計画	評価指標又は評価項目	評価基準			各事業年度評価結果					評価項目・指標に係る実績	評 定		記載ページ
			A	B	C	15	16	17	18	19		段階的評定	定性的評価及び次期中期目標への留意事項	
		学術研究振興資金選考委員会での検討状況	A: 選考委員会における審議の結果を採択に反映した B: 選考委員会で審議をした C: 選考委員会で審議しなかった	A	A						(平成17年度) ・新たな採択基準により、5点満点の総合評価から、(ア)研究目的、(イ)研究計画、(ウ)研究の独創性、(エ)研究遂行能力、(オ)経費の妥当性の5項目各5点・25点満点の評価へ変更した。 ・私学高等教育に関する研究の審査の視点が、教育論・教育方法の研究内容の優劣重視の視点から、実践的・具体的な教育との関わり(教育現場からの情報収集や教育現場への成果の提供等)を重視する視点に変更した。 (平成18年度) ・経費の妥当性の適切な審査をするに当たり、公募の研究計画書に具体的な支出項目を記載するよう、記入要領の改善を図った。 【研究の採択に関する重要な事項】 (平成19年度) ・資金を幅広く優れた研究に交付するため、偏差値による総体的な採択を見直し、平均点による人文・社会科学系、理工系・生物系の分野別の採択とした。この結果、100%交付する研究が1件から3件に増加した。 ・私立大学等の若手研究者の研究を支援する「学術研究振興資金(若手研究者奨励金)」を創設し、若手研究者の特性に考慮した視点での審査を行うこととした。			
(3) 学術研究振興資金の交付対象事業の評価を適切に行い、翌事業年度以降の効率的・効果的な交付に反映させる。	(3) 交付対象事業の評価を、各研究分野の選考委員の評価に基づいて適切に行い、翌事業年度以降の研究の採択に際しては、それらの評価を反映させるなどして、効率的・効果的な交付を行う。	選考委員による評価の実施及び反映状況	A: 中期目標を達成し、着実に成果を上げた B: 中期目標をほぼ達成し、おおむね成果を上げた C: 中期目標はほとんど達成されなかった	A	A	A	A	A			(3) 学術研究振興資金採択基準により、①研究目的、②研究計画、③研究の独創性、④研究遂行能力、⑤研究経費の妥当性の5項目について適切な評価を行い、効率的・効果的な交付ができるよう、学術研究振興資金選考委員会において毎年度検討がなされ、採択研究を決定した。また、当該年度に検討した審査方法の見直しについては、翌事業年度に反映させた。 平成19年度には、資金を幅広く優れた研究に交付するため、偏差値による総体的な採択方法を見直し、人文・社会科学系、理工系、生物系の各系統分野別の平均点による採択とした。また、私立大学等の若手研究者の研究を支援する「学術研究振興資金(若手研究者奨励金)」を創設し、対象研究の幅を広げた。	A	・若手研究者のみに特化した奨励金を新たに創設し、研究を採択したことは、私立学校における学術研究の振興に寄与するもののほか、効率的・効果的な資金の交付にもつながり、評価できる。	28
		委員会評価の反映状況	A: 前年度の選考委員の評価を本年度の選考に反映した B: 前年度の選考委員の評価を本年度の選考にほぼ反映した C: 前年度の選考委員の評価を本年度の選考に反映しなかった	—	A									

中期目標	中期計画	評価指標又は評価項目	評価基準			各事業年度評価結果					評価項目・指標に係る実績	評 定		記載ページ																																	
			A	B	C	15	16	17	18	19		段階的評定	定性的評価及び次期中期目標への留意事項																																		
(4) 学術研究振興資金の交付を受けて行われた研究の成果を普及させるため、研究結果を公開させるとともに、学術研究振興資金の交付先及び交付額をホームページ等で公開する。	(4) 学術研究振興資金の交付を受けて行われた研究の成果を普及させるため、次のことを行う。 ① 「学術研究振興資金研究概要」及び「学術研究振興資金学術研究報告」を毎年度刊行する。また国立情報学研究所「民間助成研究成果概要データベース」に登録し、公開する。 ② 学術研究振興資金の交付先、交付額及び研究テーマ等を毎年度「月報私学」に掲載するとともに、ホームページで公開する。	研究成果の普及状況	A：中期目標を達成し、着実に成果を上げた B：中期目標をほぼ達成し、おおむね成果を上げた C：中期目標はほとんど達成されなかった	A	A	A	A	A	(4) 研究成果の普及のため、中期目標期間中の毎年度次の取組みを行った。 【刊行物の発行】 採択した研究について、「学術研究振興資金研究概要」及び「学術研究振興資金学術研究報告」を刊行し、当該学校法人の研究者、経済団体、選考委員、国会図書館、報道関係等に配付した。 【国立情報学研究所への登録公開】 採択した研究の成果概要を、国立情報学研究所の民間助成研究成果概要データベースに登録し、公開した。 <table border="1"> <tr><th>区 分</th><th>15年度</th><th>16年度</th><th>17年度</th><th>18年度</th><th>19年度</th></tr> <tr><td>登録月日</td><td>8/4</td><td>9/3</td><td>8/24</td><td>7/14</td><td>7/25</td></tr> </table> 【「月報私学」への掲載】 採択した研究について、学校名、交付額及び研究課題等を、「月報私学」の当該年7月号に掲載した。 【ホームページでの公開】 採択した研究について、学校名、交付額及び研究課題等を、ホームページで公開した。 <table border="1"> <tr><th>区 分</th><th>15年度</th><th>16年度</th><th>17年度</th><th>18年度</th><th>19年度</th></tr> <tr><td>公開月日</td><td>3/31</td><td>3/30</td><td>3/29</td><td>3/9</td><td>3/24</td></tr> </table>	区 分	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	登録月日	8/4	9/3	8/24	7/14	7/25	区 分	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	公開月日	3/31	3/30	3/29	3/9	3/24	A	・各種取組みにより、研究成果の普及に努め、また、広報誌やホームページへ当該年度の採択研究・交付額等を公開する取り組みは、当該資金の透明性確保と認められ、評価できる。	29											
		区 分	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度																																								
登録月日	8/4	9/3	8/24	7/14	7/25																																										
区 分	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度																																										
公開月日	3/31	3/30	3/29	3/9	3/24																																										
成果物の刊行状況	A：「概要」、「報告書」等を刊行し交付を受けて行われた研究成果等を普及した B：「概要」、「報告書」等のいずれかの刊行が年度内にできなかった C：刊行物等を発行しなかった	A	A	5 教育条件・経営情報支援事業		5 教育条件・経営情報支援事業		(1) 私学経営相談センターの機能の充実 ①経営診断・経営相談の実施 【経営診断】 ・中期目標期間中、大学法人5法人、短期大学法人5法人、高等専門学校法人1法人、高等学校法人7法人の計18法人(申込51法人)について経営診断を実施した。 <table border="1"> <tr><th>区 分</th><th>15年度</th><th>16年度</th><th>17年度</th><th>18年度</th><th>19年度</th></tr> <tr><td>申込法人数</td><td>17</td><td>6</td><td>4</td><td>11</td><td>13</td></tr> <tr><td>実施法人数</td><td>3</td><td>3</td><td>4</td><td>4</td><td>4</td></tr> </table> 【経営相談】 ・大学法人96法人、短期大学法人36法人、高等専門学校法人1法人、高等学校法人69法人の計202法人(申込256法人)について経営相談を実施した。 <table border="1"> <tr><th>区 分</th><th>15年度</th><th>16年度</th><th>17年度</th><th>18年度</th><th>19年度</th></tr> <tr><td>申込法人数</td><td>66</td><td>47</td><td>41</td><td>49</td><td>53</td></tr> <tr><td>実施法人数</td><td>39</td><td>39</td><td>41</td><td>41</td><td>42</td></tr> </table>	区 分	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	申込法人数	17	6	4	11	13	実施法人数	3	3	4	4	4	区 分	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	申込法人数	66	47	41	49	53	実施法人数	39	39	41	41	42	A	・経営診断及び経営相談については、私立学校の現状を常に把握、分析し、そのニーズに応えることができるような取組を行うことが望まれる。 また、両者については、区別がつきにくいので、申し込む側の学校法人にもわかりやすいものとなるよう、内容の集約を行うなど、目的・性格等の明確化について検討されたい。 ・当該事業の重要度に鑑み、事業団内の予算を重点的かつ有効に活用し、更なる事業の充実が望まれる。	30 ～ 33
区 分	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度																																										
申込法人数	17	6	4	11	13																																										
実施法人数	3	3	4	4	4																																										
区 分	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度																																										
申込法人数	66	47	41	49	53																																										
実施法人数	39	39	41	41	42																																										
(1) 私学経営相談センターの機能を充実し、経営改善を必要とする学校法人に対して経営困難に陥る前の相談を実施するなど経営相談を充実・強化することによって健全な法人運営を支援する。	(1) 私学経営相談センターの機能の充実に努め、経営相談を実のあるものとするため、次のことを行う。 ① 経営改善を必要とする学校法人の依頼に応じて、経営困難に陥る前の学校法人を優先して、融資部、助成部と連携しつつ、財務分析を基礎に教育条件を含む経営診断・経営相談を行う。	経営診断・経営相談の実施状況等	A：中期目標を達成し、着実に成果を上げた B：中期目標をほぼ達成し、おおむね成果を上げた C：中期目標はほとんど達成されなかった	A	A	A	A	A	経営診断・相談法人数等	A	—	A	5 教育条件・経営情報支援事業		5 教育条件・経営情報支援事業																																
A：年度計画の取組みを達成した B：年度計画の取組みをほぼ達成した C：年度計画の取組みを達成できなかった	—	A	5 教育条件・経営情報支援事業		5 教育条件・経営情報支援事業																																										

中期目標	中期計画	評価指標又は評価項目	評価基準			各事業年度評価結果					評価項目・指標に係る実績	評 定		記載ページ		
			A	B	C	15	16	17	18	19		段階的評定	定性的評価及び次期中期目標への留意事項			
		経営診断・経営相談に資するための勉強会の開催状況	A: 年度計画どおり実施した B: ほぼ年度計画どおり実施した C: 年度計画どおり実施しなかった		—	A						<p>○ 実施対象法人については、経営困難に陥るなど特別な事情があると判断した学校法人を優先しつつ、経営診断・経営相談の内容的な必要度、過年度における実施状況などを考慮して選定した。</p> <p>※ 経営診断を実施できなかった法人については、経営相談、講師派遣を実施した。また、経営相談を実施できなかった法人については、事例の紹介、財務分析等資料の提供とともに説明を行う簡易相談を実施した。</p>				
		学校法人の経営改善事例等の刊行	A: 学校法人の経営改善に関する有益な事例集を発刊し、学校法人等へ情報提供を行った B: 事例集を発刊した C: 事例集を発刊できなかった	A	A											
		経営診断等の内容充実と満足度	満足度調査と提供する情報等の内容充実について、委員の協議により評定を決定	A	A											
	② 経営診断・経営相談については、提供する数値データ及び情報等の内容を充実させ、アンケート調査における依頼法人の満足度を中期目標期間中、毎年度70%以上とする。	経営診断・経営相談を行った学校法人からのアンケートでの満足度調査	A: 満足度が70%超 B: 満足度が60%超70%以下 C: 満足度が60%以下	A	A	A	A	A			② 経営診断・経営相談の実施法人に対し、毎年度アンケート調査を行った結果、次表のとおり「満足」、「やや満足」と回答した学校法人は、中期目標期間中の各年度とも70%を上回った。		A			
	③ 15歳及び18歳人口の減少を背景とした厳しい経営環境のなかで、経営改善に取り組む学校法人の事例等を調査収集し、研究・分析の結果得られた成果を、刊行物として中期目標期間中毎年度発刊する。										③ 学齢人口の減少を背景とした厳しい経営環境のなかで、経営改善に取り組む学校法人の事例等を調査収集し、研究・分析の結果得られた成果を、刊行物として中期目標期間中の毎年度発刊した。					
											<ul style="list-style-type: none"> ・「私立大学・私立短期大学入学志願動向(速報)」(15～19年度) ・私学経営情報第20号(15年度) 「学校法人の経営改善方策に関するアンケート」 ・私学経営情報第21号(16年度) 「私立高等学校の経営改善方策に関するアンケート」 ・私学経営情報第22号(17年度) 「これからのマネジメントを考える」 ・「少子化時代の私学経営」(17年度) ・私学経営情報第23号(18年度) 「私立高等学校の経営改革を進めるために」 ・私学経営情報第24号(19年度) 「大学経営の事例集～大学経営を成功に導くために～」 ・私学経営情報第25号(19年度) 「私立高等学校のこれからを考える」 					

15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
85.7%	97.6%	100.0%	97.8%	100.0%

・ 次期中期目標期間においても、毎年度高い満足度を得られるよう引き続き努力されたい。

中期目標	中期計画	評価指標又は評価項目	評価基準			各事業年度評価結果					評価項目・指標に係る実績	評 定		記載ページ
			A	B	C	15	16	17	18	19		段階的評定	定性的評価及び次期中期目標への留意事項	
	④ 行政機関の依頼に応じて学校法人の経営分析を行う。	行政機関等の依頼に応ずる学校法人の経営分析状況	A: 経営分析の依頼件数に対する実施割合が100% B: やむを得ない合理的な理由により実施割合が80%以上 C: やむを得ない合理的な理由もなく実施割合が80%未満	A	A	A	A	A			○文部科学省からの依頼 ・文部科学省高等教育局私学部参事官が実施する「学校法人運営調査」の結果をもとに、平成15年度7法人、16年度7法人、17年度4法人、18年度4法人の経営分析依頼があり、参事官を経由して学校法人から提出された「経営改善計画書」、「資金計画表」をもとに、学校法人の経営分析を全て実施した(実施率100%)。 ・平成19年度においては、文部科学省の運営調査委員会等において経営改善計画の作成が必要とされた8法人について、20年2月4日～3月25日の間、当該学校法人を訪問して、ヒアリングを実施した(実施率100%)。 ○地方公共団体からの依頼 ・京都府私立中学高等学校経営者協会から、経営の健全化を図るための経営相談を依頼され、平成15年度には6法人、16年度には1法人の計7法人の経営相談を実施した(実施率100%)。	A		
(2) 総合的な私学情報ネットワークを整備し、私立学校に関する情報提供を推進する観点から、提供された私立学校に関する情報の活用度調査を行い、活用度を高める。	(2) 私学サーバファームを中核とする総合的情報ネットワークの整備により、私学データベースを構築し、私立学校のニーズに合った情報を提供するため活用度調査を行い、私立学校に必要な情報の提供を図る。	私立学校のニーズに即した情報提供の状況	A: 中期目標を達成し、着実に成果を上げた B: 中期目標をほぼ達成し、おおむね成果を上げた C: 中期目標はほとんど達成されなかった	A	A	A	A	A			(2) 私学サーバファームを中核とする総合的・効率的な情報ネットワークの整備を図り、私立学校のニーズに合った情報を提供するため活用度調査を行った。 【私学サーバファームを中核とする総合的・効率的な情報ネットワークの整備】 「I 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 6 教育条件・経営情報支援事業」に記載した。 (詳細は、中期計画業務実績報告書 11～12 頁 参照) 【私立学校のニーズに合った情報を提供するため活用度調査の実施】 平成16年度及び18年度に活用度調査(私学サーバファームにおける情報収集及び情報提供システムの活用度についてのアンケート)を実施し、その結果を踏まえ、私立学校に必要な情報の提供を図った。 ○各年度における情報提供の具体的な取り組み (平成16年度) ・私学サーバファームにおける情報提供システムの利用促進のため、補助金事務担当者研修会(全国6地区677法人)、職員による出張(94法人)等での利用案内、及び日本私立大学協会が行った研修会でのシステム説明を行った。また、システムを利用していない学校法人のうち、58法人に対してデモンストレーション等を実施した。 ・詳細な操作マニュアルを作成した。 (平成18年度) ・幼稚園・専修学校・各種学校法人等を対象とした調査様式をホームページに掲載した。 (平成18年度及び平成19年度) ・e-マネージャの基本操作を短期間で理解可能とする操作ガイドを作成・配付した。 (平成19年度) ・記入例・説明書をホームページに記載し、情報収集の迅速化を図った。	A	・中期目標に基づき、私学サーバファームを中核とする総合的情報ネットワークの整備を図り、適切な情報提供を行うことで、私立学校によるシステムの活用度を高めたことは評価できる。	33 ～ 34
		総合ネットワークの整備状況	再掲	A	A									
		システム活用度調査の実施	A: 年度計画どおり調査を実施し、必要な情報を収集した B: やむを得ない合理的な理由により、計画どおりの調査を実施しなかった C: 調査を実施しなかった	A	A									

中期目標	中期計画	評価指標又は評価項目	評価基準			各事業年度評価結果					評価項目・指標に係る実績	評 定		記載ページ										
			A	B	C	15	16	17	18	19		段階的評定	定性的評価及び次期中期目標への留意事項											
												・e-マネージャの改善計画の作成に向けて、文部科学省の学校基本調査収集システムの機能について勉強会を開催した。この勉強会の報告書をもとに、e-マネージャの改善点について集中的な検討を実施し、e-マネージャの学生数関連帳票入力について、帳票イメージ画面の導入及び電子窓口を組み合わせた入力方法など、改善計画を作成した。												
6 情報収集・提供・広報・普及啓発 (1) 公表資料については速やかに公表するとともに、原則として公表と同時にホームページに掲載する。	6 情報収集・提供・広報・普及啓発 (1) 公表資料については、担当部署間の連携を図り、最新情報の提供を原則として公表と同時にホームページに掲載する。	公表資料の公表手段・状況	A：中期目標を達成し、着実に成果を上げた B：中期目標をほぼ達成し、おおむね成果を上げた C：中期目標はほとんど達成されなかった	B	A	A	A	A		(1) 法令で公表が義務付けられている資料、事業団の公表資料について、中期目標期間中の各年度、最新の情報を公表と同時にホームページに掲載し、学校法人及び一般に広く周知した。	A	・ 中期目標に基づき、迅速かつ着実に公表を行っており、今後とも、適切な実施に期待したい。	35											
(2) 学校法人等に対する情報提供システム(私学データ作成システム、学校法人情報検索システム及び今日の私学財政閲覧システム)の情報の更新に要する期間を中期目標期間中に2か月以内とする。	(2) 学校法人等に対する情報提供システム(私学データ作成システム、学校法人情報検索システム及び今日の私学財政閲覧システム)の情報の更新に要する期間については、チェック機能の一層の充実を図り、中期目標期間中にデータのチェック完了後2か月以内に更新する。	私立学校への情報提供システムの充実状況 データチェック完了後の更新時期	A：中期目標を達成し、着実に成果を上げた B：中期目標をほぼ達成し、おおむね成果を上げた C：中期目標はほとんど達成されなかった A:2 か月以内に更新した B:2 か月超 2.5 か月以内に更新した C:2.5 か月以内に更新できなかった	A	A	A	A	A		(2) 中期目標期間中の各年度、「私学データ作成システム」及び「今日の私学財政閲覧システム」の両システムの開発に併せて、データチェックマニュアルを作成し、システムの基礎となるデータの整理と確認を行い、両システムのデータの整合性及び個別の学校法人のデータが特定できないようチェックを行った。データチェックマニュアルについては、データ更新期間を短縮するため、毎年度のチェック作業を検証し、作業の効率化を図るため改訂を行い、その結果、情報提供システムの更新に要する期間を縮小した。	A		35											
											<table border="1"> <tr> <td>15年度</td> <td>16年度</td> <td>17年度</td> <td>18年度</td> <td>19年度</td> </tr> <tr> <td>2.95か月</td> <td>2.70か月</td> <td>2.45か月</td> <td>2.00か月</td> <td>2.00か月</td> </tr> </table> ※平成14年度のデータ更新期間:3.20か月	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	2.95か月	2.70か月	2.45か月	2.00か月	2.00か月	A		
15年度	16年度	17年度	18年度	19年度																				
2.95か月	2.70か月	2.45か月	2.00か月	2.00か月																				
		事業団セミナーの開催状況	A：中期目標を達成し、着実に成果を上げた B：中期目標をほぼ達成し、おおむね成果を上げた C：中期目標はほとんど達成されなかった	—	—	A	A	A		中期目標及び中期計画にはない新たな取組みとして、私立学校のニーズに対応して総合的な私学振興を図っていく観点から、事業団が主催する、学校法人の経営責任者対象のセミナーを、平成16年度から19年度まで、各年度に1回ずつ開催した。 当該セミナーについては、開催ごとにアンケートを取り、その結果や、私学関係者等の意見を参考として、テーマ、講師や形式、開催時期、会場等を決定し、シリーズで開催したものである。 (年度計画には、17年度から「情報収集・提供・広報・普及啓発」事業の一環として記載)	A	・ 中期目標期間中に開催したセミナー各回が、私立学校のニーズに合ったテーマ選択又は方法であったかどうか検討し、次期中期目標に向けて引き続き工夫されたい。	36											

中期目標	中期計画	評価指標又は評価項目	評価基準			各事業年度評価結果					評価項目・指標に係る実績	評 定		記載ページ
			A	B	C	15	16	17	18	19		段階的評定	定性的評価及び次期中期目標への留意事項	
											アンケート調査の結果は、各回とも概ね好評であった。また、セミナー開催ごとにその講演録(冊子)を作成し記録として残すとともに、参加学校法人その他関係者に配付し、参考に供している。 計4回にわたるセミナーによって、学校法人とその経営者にとって必要かつ有用な情報の普及を図った。			

○財務内容の改善に関する事項

中期目標	中期計画	評価指標又は評価項目	評価基準			各事業年度評価結果					評価項目・指標に係る実績	評 定		記載ページ	
			A	B	C	15	16	17	18	19		段階的評定	定性的評価及び次期中期目標への留意事項		
IV 財務内容の改善に関する事項	III 予算(人件費の見積もりを含む。)、収支計画及び資金計画														
1 収益の確保、予算の効率的な執行、適切な財務内容の実現 業務運営に必要な収益を確保する観点から、新たな収入源の確保を図る。	1 収益の確保、予算の効率的な執行、適切な財務内容の実現 業務運営に必要な収益を確保する観点から、例えば刊行物販売等新たな収入源の確保を図る。	収入確保の状況	A: 中期目標を達成し、着実に成果を上げた B: 中期目標をほぼ達成し、おおむね成果を上げた C: 中期目標はほとんど達成されなかった		A	A	A	B	B		平成15年度に、16年度以降の新たな収入源の確保を図るため、刊行物販売等に向けた方策を立案し、16年度から特定非営利活動法人学校経理研究会を販売元とし、「今日の私学財政」等の刊行物の委託販売を開始した。 また、その他の収入項目についても、過度の利益追求により本来の趣旨を逸脱することがないように配慮しながら、収支構造の改善に少しでも寄与するよう収入の確保を図った。 ○新たな収入源の確保の具体的取組み ・刊行物販売に係る収入(16～19年度) ・事業団セミナーによる収入(16～19年度) ・研修会への講師派遣による収入(17～19年度)	B	・事業団内の業務運営の効率化を図りつつ、収益及び収入源の確保に取り組まれるよう、引き続き努力されたい。 ・なお、収益確保の方法については、平成17事業年度評価における「過度の利益追求などにより、本来の趣旨を逸脱することがないように注意が必要」という留意事項にも十分配慮した新たな取組みに期待したい。	38	
2 財務内容の管理・運営の適正化 事業団の業務を継続的かつ安定的に実施するため、信用リスク、市場リスク等のリスク管理を行うことや債権の適切な回収を図ることなどにより、財務状態の健全性の確保及び収支状況の改善を図る。	2 財務内容の管理・運営の適正化 総合的なリスク管理を行うことや債権の適切な回収を図ることなどにより、財政状態の健全性の確保及び収支状況の改善を図る。特に信用リスクについては、金融検査マニュアルに準じた自己査定基準による厳格な管理を実施する。	財政状態の健全性の確保、収支状況の改善状況	A: 中期目標を達成し、着実に成果を上げた B: 中期目標をほぼ達成し、おおむね成果を上げた C: 中期目標はほとんど達成されなかった		A	A	A	A	A		財政状態の健全性の確保及び収支状況の改善を図るため、中期目標期間中の各年度、貸付先学校法人からの繰上償還の抑制、貸付・借入利息収支差の改善、信用リスク管理に係る以下の取組み等を実施した。 ○貸付・借入利息収支差の改善(15年度17億円から19年度21億円へ) ○繰上償還(補償金付繰上償還除く。)の抑制(15～19年度) ○学校法人から受入れた補償金付繰上償還を財政融資資金借入金へ繰上償還(15～19年度)	A	・中期目標を着実に達成したものと評価できる。次期中期目標期間においても、第1期中期目標期間内に確立したリスク管理機能を更に強化し、健全な財政状態を確保するよう努められたい。	39 ～ 40	

中期目標	中期計画	評価指標又は評価項目	評価基準			各事業年度評価結果					評価項目・指標に係る実績	評 定		記載ページ																				
			A	B	C	15	16	17	18	19		段階的評定	定性的評価及び次期中期目標への留意事項																					
		財務状況の健全性の確保等	A：中期目標を達成し、着実に成果を上げた B：中期目標をほぼ達成し、おおむね成果を上げた C：中期目標はほとんど達成されなかった	—	A						○貸付資金の必要時期に応じた資金調達(支払利息の負担軽減)(15～19年度) ○信用リスク管理に係る取組み ・自己査定基準に基づく債務者区分(15～19年度) ・貸倒引当金設定の厳格化(17～19年度) ○財務諸表等に係る会計監査人による監査の導入(18～19年度) ○取引金融機関の経営状況の確認(16～19年度) ○経費の削減(15～19年度)																							
		(再掲)リスク管理債権の割合	3.2%未満 3.2%以上 3.5%以上	A	A	A	A	A			15年度末 16年度末 17年度末 18年度末 19年度末 2.32% 2.26% 2.23% 2.04% 2.07% ※19年度末の貸付残高の減少によるものであり、リスク管理債権額は18年度末より減少している。	A																						
3 人件費の削減 法人は、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)の趣旨に沿って独立行政法人等が行う人件費削減の取組を参考としつつ、同様の取組を行う。	3 人件費の削減 平成22年度の人件費を平成17年度(970百万円)と比べて5%以上(平成19年度までに概ね0.5%)削減することを目安として所要の取組を行う。 ただし、今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分については削減対象より除く。なお、人件費の範囲は国家公務員でいう基本給、職員諸手当、超過勤務手当を含み、退職手当は含まない。	人件費改革に向けた取組状況	A：中期目標を達成し、着実に成果を上げた B：中期目標をほぼ達成し、おおむね成果を上げた C：中期目標はほとんど達成されなかった	—	—	—	A	A			助成勘定については、『行政改革の重要方針』の趣旨に沿って独立行政法人等が行う人件費削減の取組を参考とし、平成22年度の人件費を平成17年度(970百万円)と比べて5%以上(平成19年度までに概ね0.5%)削減することを目安として所要の取組を行った。 平成18年度および19年度の人件費削減については、業務ポストの見直しを行い、下記のとおり削減した。なお、19年度は人事院勧告を踏まえた給与改定を実施している。	A	・削減率を最終年度で達成するのではなく、業務効率化等に取り組みながら、年齢構成等も踏まえ、引き続き、計画的に削減策に取り組まいたい。	41～42																				
											人件費の推移(単位:千円)																							
											<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予算額</td> <td>969,770</td> <td>966,491</td> <td>965,253</td> </tr> <tr> <td>(対17年度削減比)</td> <td></td> <td>(△0.3%)</td> <td>(△0.5%)</td> </tr> <tr> <td>決算額</td> <td>933,557</td> <td>935,522</td> <td>940,122</td> </tr> <tr> <td>(当該年度予算執行率)</td> <td>(96.3%)</td> <td>(96.8%)</td> <td>(97.4%)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	17年度	18年度	19年度	予算額	969,770	966,491	965,253	(対17年度削減比)		(△0.3%)	(△0.5%)	決算額	933,557	935,522	940,122	(当該年度予算執行率)	(96.3%)	(96.8%)	(97.4%)			
区 分	17年度	18年度	19年度																															
予算額	969,770	966,491	965,253																															
(対17年度削減比)		(△0.3%)	(△0.5%)																															
決算額	933,557	935,522	940,122																															
(当該年度予算執行率)	(96.3%)	(96.8%)	(97.4%)																															
											【給与構造改革の取組み】 次の内容について調査研究を行った(19年度) ・役員給与の見直し及び職員給与本給表の号俸構成の見直し(現行号俸の四分割)及び号俸の延長 ・勤務成績に基づくきめ細かい昇給への見直し ・管理職手当の見直し ・勤勉手当に相当する部分の成績率の見直し ・扶養手当の見直し																							
	4 期間全体に係る予算 別紙1 5 期間全体に係る収支計画 別紙2 6 期間全体に係る資金計画 別紙3	予算・収支計画・資金計画について適正な執行を行ったか	A：中期目標を達成し、着実に成果を上げた B：中期目標をほぼ達成し、おおむね成果を上げた C：中期目標はほとんど達成されなかった	—	—	B	A	A			中期目標期間中の毎年度、適切な予算の執行を図った。 一般管理費、業務経費の削減に努め、貸付金利息と借入金利息等との利息収支差の確保など、財務の健全化に向けて主体的に取り組むべき事項について成果を上げた。 (詳細は、中期計画業務実績報告書 43～49頁 参照)	A	・建築基準法改正による建築確認時の審査の厳格化に伴い、学校側の施設計画の延期という外的要因から、平成19年度における貸付実績額が計画額を大幅に下回るなど、予算額と執行額に乖離がある事項があり、次期中期目標期間においては、予	43～49																				

中期目標	中期計画	評価指標又は評価項目	評価基準			各事業年度評価結果					評価項目・指標に係る実績	評 定		記載ページ	
			A	B	C	15	16	17	18	19		段階的評定	定性的評価及び次期中期目標への留意事項		
		収入・支出予算について適正な執行を行ったか	A:収入の確保が図られ、適正な執行がされている B:収入は概ね確保され、支出においては収入状況に応じた適正な執行がされている C:収入の確保が図られず、支出についても収入に応じた執行がなされていない	B	A									算額と執行額の差の解消に努めることが望まれる。 ・平成17年度決算においては、貸付事業を健全に行うための財務上の基盤の強化のため、学校法人への貸付債権に対する「貸倒引当金」を積み増したことにより損失が計上されたが、その後は、各事業年度のセグメント情報に基づいても、安定的かつ確実な事業を実施していると認められ、評価できる。次期中期目標においても、更なる事業の充実及び経営基盤の強化が期待される。	
		収益・費用について効率化が図られたか	A:年度計画以上の利益が確保された B:概ね年度計画どおりの収支であった C:大幅な損失を計上する結果となった	A	A										
		バランスのとれた資金の運営が図られたか	A:資金収入、資金支出決定額のバランスがとれた運営であった B:資金支出が資金収入を上回ったが、運営に必要な資金が確保された C:資金支出が資金収入を上回り運営に必要な資金が確保されなかった	A	A										
	IV 短期借入金の限度額 短期借入予定なし	短期借入金の状況				—	—	—	—	—			—		50

○その他主務省令で定める業務運営に関する事項

中期目標	中期計画	評価指標又は評価項目	評価基準			各事業年度評価結果					評価項目・指標に係る実績	評 定		記載ページ	
			A	B	C	15	16	17	18	19		段階的評定	定性的評価及び次期中期目標への留意事項		
V その他主務省令で定める業務運営に関する事項	V その他主務省令で定める業務運営に関する事項														
1 施設・設備に関する計画 施設・設備について、長期的視点に立った計画的整備の推進を図る。	1 施設・設備に関する計画 別紙4	施設・設備の状況	A:中期目標を達成し、着実に成果を上げた B:中期目標をほぼ達成し、おおむね成果を上げた C:中期目標はほとんど達成されなかった	—	—	—	A	A				中期目標期間の施設・整備に関して、平成18年度から19年度において、私学振興事業本部の耐震補強工事を計画した。 18年度に第一期工事(調達価格44,415千円)、19年度に第二期工事(調達価格40,005千円)を実施し、私学振興事業本部の耐震化を図った。	A		50

中期目標	中期計画	評価指標又は評価項目	評価基準			各事業年度評価結果					評価項目・指標に係る実績	評 定		記載ページ
			A	B	C	15	16	17	18	19		段階的評定	定性的評価及び次期中期目標への留意事項	
2 人事に関する計画 能力を発揮できるような人事配置により業務の効率化を図るとともに、各種研修の実施等により職員の能力の向上を図る。	2 人事に関する計画 (1) 方針 ① 職員の専門的な能力の向上を図るため、実務的な研修や専門的研修を実施する。	人事管理の状況 職員の資質能力向上に向けた取組み状況	A：中期目標を達成し、着実に成果を上げた B：中期目標をほぼ達成し、おおむね成果を上げた C：中期目標はほとんど達成されなかった	A	A	A	A	A	① 日本私立学校振興・共済事業団職員研修実施要領(平成12年5月29日理事長決裁)に基づき、職務と責任の遂行に必要な知識、技能等修得させ、その他必要な職員の能力、資質等向上させるために組織的かつ計画的に以下の研修を行った。 ○私立学校の活性化に向けた勉強会(15～19年度 計41回) ○簿記研修(15～19年度 計16回) ○ビジネス実務法務研修(18～19年度 計2回) ○職員内部研修(15～19年度 計62回) ○事業団理事長及び外部講師による研修(19年度) ○現在就いている職位または将来就くことが予想される職位の職務と責任の遂行に必要な知識、技能等を修得させることを目的とした研修 ・管理職研修(18年度・19年度は新任管理職を対象) ・管理監督者研修 ・係長・主任研修 ・中堅職員研修 ○文部科学省文教団体共同職員研修会への参加(16～19年度 計8回) ○整理回収機構での研修(19年度) ○新入職員に対して、ビジネスマナー等の修得及び各業務における職務の概要の修得を目的とした研修(15～19年度)	A	・職務の遂行に必要な知識等を習得させるための時宜にかなった各種研修が実施されており、職員の能力向上に寄与したものと窺える。 次期中期目標期間においても実務上、有益となる研修の実施が期待される。	51～55		
	② 業務執行の効率化を図るため、業務委託等を検討する。	業務効率化のための業務委託の状況及び検討状況	A：中期目標を達成し、着実に成果を上げた B：中期目標をほぼ達成し、おおむね成果を上げた C：中期目標はほとんど達成されなかった	B	B	B	A	A	② 人材派遣による業務委託 ○具体的取組み ・平成16年度における「助成業務に係る組織及び定員管理の在り方等検討作業部会」等の検討結果に基づき、17年10月より派遣職員を配置した。 ・福利厚生事務(社会保険等)1名(17年度)。 ・福利厚生事務1名、寄付金業務1名、計2名(18年度)。 ・福利厚生事務1名、寄付金業務1名、私学経営相談センター業務1名、融資業務1名、補助金業務1名、計5名(19年度)。	A	・人材派遣を採用し、業務効率化に取り組んだことは評価できる。人件費抑制の観点からも、今後とも、積極的な活用が望まれる。			
	③ 人員配置の実施に当たっては、業務量及び職員の能力に応じ適正かつ計画的に行う。	適切な人員配置の見直し状況 方針に基づく適切な人事配置	A：中期目標を達成し、着実に成果を上げた B：中期目標をほぼ達成し、おおむね成果を上げた C：中期目標はほとんど達成されなかった A：年度計画どおり実施した B：年度計画どおりほぼ実施した C：年度計画どおり実施しなかった	A	A	A	A	A	③ 中期目標期間中の人員配置の実施に当たっては、平成15年度より毎年度策定した「人事異動基本方針」に基づき、業務量及び職員の能力に応じ適正かつ計画的に行った。 ・人事異動基本方針は、文部科学省独立行政法人評価委員会による年度ごとの助成業務に関する「業務の実績に関する評価」及び共済運営委員会の意見を聴いて理事長が行う年度ごとの共済業務に関する「取組みの実績評価」の結果を踏まえ、今後の業務運営について一層の効率化を図るとともに、透明性の確保と私学関係者への説明責任に応えるために中期目標期間中の毎年度策定した。 ・管理職の登用については、平成17年度に策定した「管理職登用基準」に基づき、課長補佐職として2年以上の経験を有する者から経験、実務能力、指導力・管理能力等を考慮した選考を行い、人事の透明性、客観性、公平性の確保に努めた。	A				

中期目標	中期計画	評価指標又は評価項目	評価基準			各事業年度評価結果					評価項目・指標に係る実績	評 定		記載ページ
			A	B	C	15	16	17	18	19		段階的評定	定性的評価及び次期中期目標への留意事項	
	④ 職員採用に当たっては、原則として文部科学省文教団体職員採用試験を活用し、優秀な人材の確保を図る。	人材確保のための取組み状況 共同職員採用試験の活用状況	A: 中期目標を達成し、着実に成果を上げた B: 中期目標をほぼ達成し、おおむね成果を上げた C: 中期目標はほとんど達成されなかった	A	A	A	A	A			④ 職員採用に当たっては、優秀な人材を確保するため中期目標期間中の毎年度、以下の取組みを行った。 ・スケールメリットにより採用に係る経費を縮減し、必要な人材を確保するために、文部科学省文教団体職員採用試験を統一試験として実施した。 ・全国の国公私立大学に募集要項を送付した。 ・インターネットの就職情報サイトへ職員募集の広告を掲載した。 ・募集要項等を事業団のホームページよりダウンロードして応募ができるようにした。	A		
	(2) 人員に係る指標 常勤職員については、その職員数の抑制を図る。 (参考1) ① 期初の常勤職員数 105人 ② 期末の常勤職員数の見込み 103人以内 (参考2) 中期目標期間中の人件費総額見込み 5,351百万円 ただし、上記の額は、平成15年度の給与ベースによる役員給与並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、福利費及び退職給与金に相当する範囲の費用である。										(2) 人員に係る指標の参考として示した「①期初の常勤職員数 105人 ②期末の常勤職員数の見込み 103人以内」に基づき、中期目標期間において次のとおり常勤職員数を抑制した。			55
	3 中期目標期間を超える債務負担 なし													

区分	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
職員数	105人	104人	103人	103人	103人